

市営保育所の今後のあり方について

第2回 討議資料

目 次

1	市内の入所状況	1
2	市営保育所特有のサービス	6
3	市営保育所の職員の状況	7
4	保育所の運営に係る財源構成	38
5	多様な保育サービス	40
6	その他	51

1 市内の入所状況

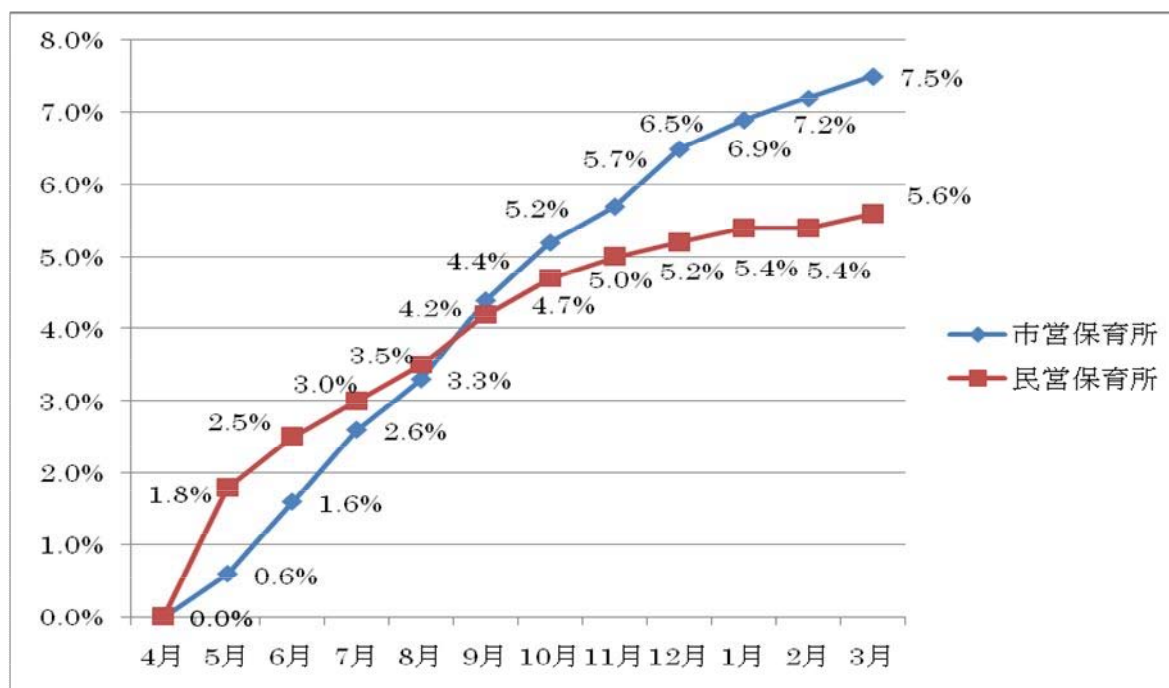
平成21年度において、民間保育園では、年度当初に多くの児童を受け入れ、定員を充足させているのに対し、市営保育所では、年度当初に定員割れしている保育所が22箇所ある。

10月を境に、年度途中の入所児童の増加率は、市営保育所が民間保育園を上回り、全体として、市営保育所の増加率が若干、民間保育園を上回っている。

【年度内における児童数の推移】

	入 所 児 童 数					
	H19.4	H20.3	H20.4	H21.3	H21.4	H22.3
市営保育所	2,030人	2,203人	2,046人	2,228人	2,107人	2,265人
市営増加率	8.5%		8.9%		7.5%	
民間保育園	23,431人	24,777人	23,526人	24,907人	23,804人	25,136人
民営増加率	5.7%		5.9%		5.6%	

【平成21年度増加率（対4月当初からの累計）】



【入所状況（行政区別）】

		平成21年4月在籍児童数			平成22年3月在籍児童数		
北	市営	定員数	250	64.8%	定員数	250	76.4%
		入所児童数	162		入所児童数	191	
	民営	定員数	1,790	111.8%	定員数	1,790	119.6%
		入所児童数	2,001		入所児童数	2,141	
	合計	定員数	2,040	106.0%	定員数	2,040	114.3%
		入所児童数	2,163		入所児童数	2,332	
上京	市営	定員数	150	101.3%	定員数	150	108.7%
		入所児童数	152		入所児童数	163	
	民営	定員数	1,085	110.5%	定員数	1,085	119.0%
		入所児童数	1,199		入所児童数	1,291	
	合計	定員数	1,235	109.4%	定員数	1,235	117.7%
		入所児童数	1,351		入所児童数	1,454	
左京	市営	定員数	365	77.0%	定員数	365	83.6%
		入所児童数	281		入所児童数	305	
	民営	定員数	1,950	111.0%	定員数	1,965	116.5%
		入所児童数	2,164		入所児童数	2,289	
	合計	定員数	2,315	105.6%	定員数	2,330	111.3%
		入所児童数	2,445		入所児童数	2,594	
中京	市営	定員数	210	105.2%	定員数	210	114.8%
		入所児童数	221		入所児童数	241	
	民営	定員数	1,320	103.6%	定員数	1,320	108.9%
		入所児童数	1,368		入所児童数	1,438	
	合計	定員数	1,530	103.9%	定員数	1,530	109.7%
		入所児童数	1,589		入所児童数	1,679	
東山	市営	定員数	120	60.8%	定員数	120	74.2%
		入所児童数	73		入所児童数	89	
	民営	定員数	705	108.1%	定員数	705	115.7%
		入所児童数	762		入所児童数	816	
	合計	定員数	825	101.2%	定員数	825	109.7%
		入所児童数	835		入所児童数	905	
山科	市営	定員数	120	68.3%	定員数	120	65.8%
		入所児童数	82		入所児童数	79	
	民営	定員数	2,420	109.1%	定員数	2,420	116.5%
		入所児童数	2,641		入所児童数	2,820	
	合計	定員数	2,540	107.2%	定員数	2,540	114.1%
		入所児童数	2,723		入所児童数	2,899	
下京	市営	定員数	170	51.2%	定員数	170	54.1%
		入所児童数	87		入所児童数	92	
	民営	定員数	690	113.8%	定員数	690	119.6%
		入所児童数	785		入所児童数	825	
	合計	定員数	860	101.4%	定員数	860	106.6%
		入所児童数	872		入所児童数	917	
南	市営	定員数	440	96.1%	定員数	440	98.0%
		入所児童数	423		入所児童数	431	
	民営	定員数	1,785	109.9%	定員数	1,785	114.7%
		入所児童数	1,962		入所児童数	2,047	
	合計	定員数	2,225	107.2%	定員数	2,225	111.4%
		入所児童数	2,385		入所児童数	2,478	
右京	市営	定員数	150	98.0%	定員数	150	106.7%
		入所児童数	147		入所児童数	160	
	民営	定員数	2,515	109.2%	定員数	2,515	112.6%
		入所児童数	2,746		入所児童数	2,832	
	合計	定員数	2,665	108.6%	定員数	2,665	112.3%
		入所児童数	2,893		入所児童数	2,992	
西京	民営	定員数	1,470	108.3%	定員数	1,470	111.8%
		入所児童数	1,592		入所児童数	1,643	
洛西	民営	定員数	955	104.3%	定員数	955	109.2%
		入所児童数	996		入所児童数	1,043	
伏見	市営	定員数	300	101.3%	定員数	300	107.0%
		入所児童数	304		入所児童数	321	
	民営	定員数	3,025	108.0%	定員数	3,085	112.4%
		入所児童数	3,266		入所児童数	3,469	
	合計	定員数	3,325	107.4%	定員数	3,385	112.0%
		入所児童数	3,570		入所児童数	3,790	
深草	市営	定員数	60	113.3%	定員数	60	121.7%
		入所児童数	68		入所児童数	73	
	民営	定員数	540	112.0%	定員数	540	117.8%
		入所児童数	605		入所児童数	636	
	合計	定員数	600	112.2%	定員数	600	118.2%
		入所児童数	673		入所児童数	709	
醍醐	市営	定員数	120	89.2%	定員数	120	100.0%
		入所児童数	107		入所児童数	120	
	民営	定員数	1,695	101.3%	定員数	1,695	108.9%
		入所児童数	1,717		入所児童数	1,846	
	合計	定員数	1,815	100.5%	定員数	1,815	108.3%
		入所児童数	1,824		入所児童数	1,966	
全体	市営	定員数	2,455	85.8%	定員数	2,455	92.3%
		入所児童数	2,107		入所児童数	2,265	
	民営	定員数	21,945	108.5%	定員数	22,020	114.2%
		入所児童数	23,804		入所児童数	25,136	
	合計	定員数	24,400	106.2%	定員数	24,475	112.0%
		入所児童数	25,911		入所児童数	27,401	

【市営保育所の年度途中入所の状況】

区	保育所名	定員	平成21年4月 在籍児童数	平成22年3月 在籍児童数	増加人数	増加率	平成22年3月 入所率
北	楽只保育所	110	69	71	2	1.8%	64.5%
	楽只乳児保育所	80	59	74	15	18.8%	92.5%
	船岡乳児保育所	60	34	46	12	20.0%	76.7%
上京	室町乳児保育所	60	56	62	6	10.0%	103.3%
	鶴山保育所	90	96	101	5	5.6%	112.2%
左京	養正保育所	120	67	69	2	1.7%	57.5%
	養正乳児保育所	75	63	74	11	14.7%	98.7%
	修学院保育所	90	93	93	0	0.0%	103.3%
	錦林保育所	80	58	69	11	13.8%	86.3%
中京	壬生保育所	80	79	80	1	1.3%	100.0%
	朱雀乳児保育所	40	39	47	8	20.0%	117.5%
	聚楽保育所	90	103	114	11	12.2%	126.7%
東山	三条保育所	60	41	44	3	5.0%	73.3%
	三条乳児保育所	60	32	45	13	21.7%	75.0%
山科	鏡山保育所	120	82	79	-3	-2.5%	65.8%
下京	崇仁第一保育所	90	46	45	-1	-1.1%	50.0%
	崇仁第二保育所	80	41	47	6	7.5%	58.8%
南	九条保育所	60	59	59	0	0.0%	98.3%
	久世保育所	60	53	54	1	1.7%	90.0%
	久世第二保育所	60	66	65	-1	-1.7%	108.3%
	南保育所	140	125	125	0	0.0%	89.3%
	吉祥院保育所	60	57	60	3	5.0%	100.0%
	山ノ本保育所	60	63	68	5	8.3%	113.3%
右京	ひかり保育所	30	29	31	2	6.7%	103.3%
	弓削保育所	60	60	64	4	6.7%	106.7%
	周山保育所	60	58	65	7	11.7%	108.3%
伏見	淀保育所	150	132	142	10	6.7%	94.7%
	改進保育所	150	172	179	7	4.7%	119.3%
	辰巳保育所	120	107	120	13	10.8%	100.0%
	砂川保育所	60	68	73	5	8.3%	121.7%

【入所児童の状況（平成22年3月1日現在）】

行政区	運営	40%～	50%～	60%～	70%～	80%～	90%～	100%～	110%～	120%～	総計
北	市営			1	1		1				3
	民営							2	4	12	18
上京	市営							1	1		2
	民営								3	6	9
左京	市営	1				1	1	1			4
	民営						1	4	10	9	24
中京	市営							1	1	1	3
	民営							6	3	2	11
東山	市営				2						2
	民営								6	2	8
山科	市営			1							1
	民営							4	9	5	18
下京	市営	2									2
	民営								4	4	8
南	市営					1	2	2	1		6
	民営						1	5	7	10	23
右京	市営							3			3
	民営							5	17	4	26
西京	民営							6	3	7	16
洛西	民営					1		1	4	2	8
伏見	市営						1				2
	民営						1	6	14	7	28
深草	市営									1	1
	民営								2	3	5
醍醐	市営							1			1
	民営				1		2	4	5	4	16
合計		0	3	2	4	3	10	52	95	79	248

※ 夜間保育園7箇所を除く。

【市営保育所入所状況（平成22年3月1日現在）及び現行定員の変遷】

区	保育所	定員		入所児童数	入所率	現行定員の変遷（平成元年度以降）
		乳児	幼児			
北	楽 只		110	71	64.5%	⑤ 135 → 110
	楽只乳児	80		74	92.5%	22年度80 → 70
	船岡乳児	60		46	76.7%	
上京	室町乳児	60		62	103.3%	
	鶴 山	20	70	101	112.2%	22年度90 → 100
左京	養 正		120	69	57.5%	
	養正乳児	75		74	98.7%	
	修学院	30	60	93	103.3%	② 70 → 90
	錦 林	40	40	69	86.3%	⑦ 120 → 80（併設化） 22年度80 → 70
中京	壬 生	40	40	80	100.0%	⑬ 130 → 80（併設化） 22年度80 → 90
	朱雀乳児	40		47	117.5%	
	聚 楽	30	60	113	125.6%	22年度90 → 100
東山	三 条		60	44	73.3%	③ 90 → 60
	三条乳児	60		45	75.0%	22年度60 → 50
山科	鏡 山		120	79	65.8%	
下京	崇仁第一		90	46	51.1%	⑩ 240 → 90
	崇仁第二	80		47	58.8%	④ 幼児40乳児30 → 乳児80 22年度80 → 70
南	九 条	30	30	59	98.3%	
	久 世	60		54	90.0%	
	久世第二		60	65	108.3%	⑩ 120 → 60
	南	40	100	125	89.3%	22年度140 → 120
	吉祥院	30	30	60	100.0%	
右京	山ノ本	20	40	68	113.3%	
	ひかり		30	31	103.3%	⑰ 60 → 30（京都市に合併時）
	弓 削		60	63	105.0%	
伏見	周 山		60	65	108.3%	
	淀	50	100	142	94.7%	⑭ 140 → 150
	改 進	70	80	179	119.3%	⑭ 240 → 150（併設化） 22年度150 → 180
	辰 巳	60	60	120	100.0%	⑭ 160 → 120（併設化）
	砂 川	30	30	73	121.7%	
総計		2,455		2,264	92.2%	

… 21年3月及び22年8月の入所率<90%

○数字 … 平成○年度を表す。

【定員割れの著しい市営保育所及びその近辺の保育園の入所状況】

※各市営保育所を中心に半径1km圏内の民間保育園を掲載している。

保育園名	平成21年度					平成22年度				
	定員	4月		3月		定員	4月		7月	
		入所児童数	入所率	入所児童数	入所率		入所児童数	入所率	入所児童数	入所率
楽只保育所	110	69	62.7%	71	64.5%	110	75	68.2%	78	70.9%
楽只乳児保育所	80	59	73.8%	74	92.5%	70	56	80.0%	57	81.4%
A	150	172	114.7%	186	124.0%	150	196	130.7%	196	130.7%
B	90	101	112.2%	109	121.1%	90	106	117.8%	108	120.0%
C	120	125	104.2%	135	112.5%	120	130	108.3%	134	111.7%
D	90	103	114.4%	111	123.3%	90	109	121.1%	110	122.2%
E	150	171	114.0%	181	120.7%	150	175	116.7%	180	120.0%
養正保育所	120	67	55.8%	69	57.5%	120	88	73.3%	92	76.7%
養正乳児保育所	75	63	84.0%	74	98.7%	75	63	84.0%	69	92.0%
A	60	65	108.3%	67	111.7%	60	66	110.0%	66	110.0%
B	60	69	115.0%	67	111.7%	60	70	116.7%	70	116.7%
C	90	98	108.9%	97	107.8%	90	100	111.1%	100	111.1%
D	120	130	108.3%	134	111.7%	120	130	108.3%	131	109.2%
E	90	99	110.0%	102	113.3%	90	101	112.2%	103	114.4%
F	120	128	106.7%	129	107.5%	120	129	107.5%	130	108.3%
三条保育所	60	41	68.3%	44	73.3%	60	40	66.7%	41	68.3%
三条乳児保育所	60	32	53.3%	45	75.0%	50	44	88.0%	50	100.0%
A	120	138	115.0%	150	125.0%	120	151	125.8%	150	125.0%
B	30	34	113.3%	37	123.3%	30	38	126.7%	40	133.3%
C	60	65	108.3%	70	116.7%	60	69	115.0%	74	123.3%
D	90	99	110.0%	103	114.4%	90	98	108.9%	99	110.0%
E	45	50	111.1%	55	122.2%	45	50	111.1%	52	115.6%
崇仁第一保育所	90	46	51.1%	45	50.0%	90	47	52.2%	46	51.1%
崇仁第二保育所	80	41	51.3%	47	58.8%	70	36	51.4%	40	57.1%
A	60	68	113.3%	74	123.3%	60	71	118.3%	74	123.3%
B	50	56	112.0%	58	116.0%	50	48	96.0%	55	110.0%
C	90	100	111.1%	106	117.8%	90	96	106.7%	94	104.4%
D	90	97	107.8%	101	112.2%	90	95	105.6%	96	106.7%
船岡乳児保育所	60	34	56.7%	46	76.7%	60	43	71.7%	46	76.7%
A	150	172	114.7%	186	124.0%	150	196	130.7%	196	130.7%
B	90	101	112.2%	109	121.1%	90	106	117.8%	108	120.0%
C	120	125	104.2%	135	112.5%	120	130	108.3%	134	111.7%
D	90	103	114.4%	111	123.3%	90	109	121.1%	110	122.2%
E	150	171	114.0%	181	120.7%	150	175	116.7%	180	120.0%
F	90	92	102.2%	96	106.7%	90	95	105.6%	96	106.7%
鏡山保育所	120	82	68.3%	79	65.8%	120	63	52.5%	63	52.5%
A	150	151	100.7%	164	109.3%	150	172	114.7%	177	118.0%
B	60	48	80.0%	60	100.0%	60	50	83.3%	53	88.3%
C	180	207	115.0%	227	126.1%	180	217	120.6%	225	125.0%
D	120	128	106.7%	133	110.8%	120	128	106.7%	128	106.7%
E	60	69	115.0%	76	126.7%	60	72	120.0%	73	121.7%

網掛けが市営保育所

2 市営保育所特有のサービス

○ これまで市が負担していた以下のものについて見直しを実施

【平成20年度実施】

- ・ 修了児の記念品（鉛筆1ダース）

【平成21年度実施】

- ・ 食事用エプロン，おしぼりの保護者持参
- ・ 消耗品（クレパス，粘土，粘土ケース，のり）の保護者購入
- ・ 保育所において使用頻度の低かったカラー帽子，自由画帳の廃止
- ・ 夏季プール実施回数の見直し：ほぼ毎日⇒週3回程度
- ・ 所外保育の回数減
 - 2歳児：観光バス年1回⇒なし
 - 幼 児：観光バス年2回⇒観光バス年1回

○ 現在実施している特有のサービス

- ・ 布おむつの提供（平成23年度見直し予定）
- ・ 午睡用の布団（シーツ含む）の提供

3 市営保育所の職員の状況

【京都市営保育所職員配置基準（平成22年度）】

1 職員配置基準

(1) 所長

- ア 所長を1保育所に1名配置する。
- イ 所長は保育士をもって充てる。
- ウ 所長は基準外配置とする。

(2) 副所長

- ア 副所長は必要に応じて配置する。
- イ 副所長は保育士をもって充てる。

(3) 保育士

ア 基本配置基準

(ア) 基準

基本児童数に対して、下記のとおり配置を行う。

歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
基準	3 : 1	5 : 1	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

(イ) 特例保育加配

特例保育加配は次のとおり算出し、配置する。

$$(\text{基準} + \text{施設加配}) \times 2 \text{時間} / 8 \text{時間} \times 4 \text{月} 1 \text{日} \text{特例保育対象児童数} / 4 \text{月} 1 \text{日} \text{入所児童数}$$

(ウ) 休暇加配

休暇加配は次のとおり算出し、配置する。

$$(\text{基準} + \text{特例保育加配} + \text{延長保育加配} + \text{施設加配}) \times 0.082 \div 20 \text{ (京都市年次休暇日数)}$$

$$\text{※ } 0.082 = \frac{\quad}{243 \text{ (平成22年度の要勤務日数)}}$$

(エ) 休憩加配

1保育所1名を配置する。ただし、基準と特例保育加配、延長保育加配の合計が11名を超える保育所にあつては2名を配置する。

イ 特別配置基準

(ア) 障害児加配

障害児加配は、当該障害児に対する加配であるとともに、障害児を受け入れ保育する当該保育所の保育体制に対する加配とし、5 : 1を原則とする。ただし、当該障害児の状況（保育時間等）に応じて、これを越えた加配を行うことがある。

(イ) 延長保育加配

延長保育加配は次のとおり算出し、配置する。

$$(\text{基準} + \text{施設加配}) \times 1.5 \text{時間} / 8 \text{時間} \times 4 \text{月} 1 \text{日} \text{延長保育対象児童数} / 4 \text{月} 1 \text{日} \text{入所児童数} \times 1 / 2$$

(ウ) 主任保育士専任化加配

次の保育所に対し、副所長を主任保育士として専任化するため、保育士1名を配置す

- る。
- a 乳児保育所及び併設保育所で、延長保育、一時保育、休日保育のいずれかを実施している保育所
 - b 入所児童数 100 名以上の幼児保育所で、延長保育、一時保育のいずれかを実施している保育所
- (エ) 施設加配
園舎の改装・狭隘のため保育に支障があると認めた場合に配置を行う。
- (オ) 地域子育て支援拠点事業加配
地域子育て支援拠点事業実施保育所に保育士 1 名を配置する。ただし、事業の実施状況等に応じてさらに 1 名を配置することがある。
- (カ) 改進黨保育所副所長加配
改進黨保育所については、副所長 1 名の配置に加え、更に 1 名を配置する。
- (4) 調理師
- ア 基本配置基準
基本児童数に対して、40 名まで 40 : 1、40 名を超えた場合には 1 名増すごとに 55 : 1 の配置を行う。
 - イ 特別配置基準
 - (ア) 0 歳児加配
乳児・併設保育所に 0.5 名を基礎加配し、さらに基本児童数における 0 歳児に対し、40 : 1 の配置を行う。
 - (イ) 一時保育加配
一時保育を実施している保育所に対し、0.3 名を加配する。
 - (ウ) 延長保育加配
延長保育を実施している保育所に対し、0.1 名を加配する。
 - (エ) 単独幼児加配
基本児童数が 100 名を超える単独幼児保育所に対し、0.2 名を加配する。
 - (オ) 休暇加配
基本配置基準に上記特別配置基準を加えた数値に 0.082※を乗じた数値を加配。
※ 0.082 = 20 (京都市年次有給休暇日数) / 243 (平成 22 年度要勤務日数)
- (5) 作業員 ※ 配置基準の運用を凍結中
- ア 基本配置基準
 - (ア) 基本児童数に対して 80 : 1。
 - (イ) 面積に対する基準
(保育所延床面積 / 全保育所の延床面積平均 500 m²) × 0.5
 - イ 特別配置基準
 - (ア) 0 歳児加配
乳児・併設保育所に 0.5 名を基礎加配し、さらに基本児童数における 0 歳児に対し、40 : 1 の配置を行う。

- (イ) 一時保育加配
一時保育を実施している保育所に 0.2 名加配。
- (ウ) 延長保育加配
延長保育を実施している保育所に 0.1 名加配。
- (エ) 休暇加配
基本配置基準に上記特別配置基準を加えた数値に 0.082※を乗じた数値を加配。
※ 0.082=20 (京都市年次有給休暇日数) / 243 (平成 22 年度要勤務日数)

2 計算方法

- (1) 基本児童数は、年度当初の入所児童数に、過去 3 年間の 7 月末までの歳児ごとの平均途中入所児童数 (増加見込み児童数) を、加えたものとする。
- (2) 計算方法について
 - ア 基準及び加配ごとに算出して得た数値の端数については小数点第 2 位以下を切り捨てる。
 - イ 配置定数は基準及び各加配を合算し、小数点以下を四捨五入したものとする。

【京都市営保育所職員配置基準以外の加配 (平成 22 年度)】

1 保育士

- (1) 延長保育
週 5 日 (週 31 時間) の非常勤嘱託員 1 名を配置する (ただし、利用状況により、週 5 日 (週 20 時間) の非常勤嘱託員を 1 名加配する。)
- (2) 一時保育
週 4 日 (週 31 時間) の非常勤嘱託員 2 名及び週 2 日 (週 15.5 時間) の非常勤嘱託員 1 名を配置する。
- (3) 休日保育
1 日の利用人数に応じて非常勤嘱託員を配置する。
- (4) 地域子育て支援拠点事業
週 5 日 (週 31 時間) 又は週 4 日 (週 23 時間) の非常勤嘱託員を 1 名配置する (ただし、正職員が 2 名配置されている保育所は除く。)

2 調理師

- (1) 休暇保障
正職員の配置が 1 名の保育所について、週 3 日 (週 23.25 時間) の非常勤嘱託員を 1 名配置する。
- (2) 大規模加配
 - ア 改進黨育所については、週 4 日 (週 31 時間) の非常勤嘱託員を 1 名配置する。
 - イ 調理師の配置基準の合計が 3.5 を超える場合に、週 5 日 (週 20 時間) の非常勤嘱託員を 1 名配置する。
- (3) 休日保育
1 日につき、6 時間の非常勤嘱託員を 1 名配置する。

【京都市営保育所（京北域保育所）への職員配置について（平成22年度）】

1 所長

- (1) 所長を1保育所に1名配置する。
- (2) 所長は保育士をもって充てる。
- (3) 所長は基準外配置とする。

2 保育士

(1) 基準

基本児童数に対して、下記のとおり配置を行う。

歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
基準	3 : 1	6 : 1		20 : 1	30 : 1	

(2) 休憩加配

1保育所に1名配置する。

(3) 障害児加配

当該障害児に対する加配であるとともに、障害児を受け入れ保育する当該保育所の保育体制に対する加配とし、5 : 1を原則とする。ただし、当該障害児の状況（保育時間等）に応じて、これを超えた加配を行うことがある。

(4) その他（旧京北町単独加配）

1保育所に1名配置する。

3 調理師

(1) 基準

1保育所に1名配置する。

4 作業員

(1) 基準

1保育所に1名配置する。

5 その他

保育士及び調理師については、交代勤務や休暇取得等に伴う体制確保のため、各保育所に週当たり23時間勤務の非常勤嘱託員を追加配置する。

※ 計算方法

配置定数は基準及び各加配を合算し、小数点以下を四捨五入したものとする。

【職員配置基準の比較（保育士）】

	国基準	民営基準（プール制*基準）	市営基準（京北域を除く）
保育士			
①年齢基準	(入所児童数に対して)	(入所児童数に対して)	(入所児童数に対して) ※4月当初は7月時点の基本児童見込数に対して
0歳児	3:1	3:1	3:1
1歳児	6:1	5:1	5:1
2歳児		6:1	6:1
3歳児	20:1	15:1	15:1
4歳児	30:1	20:1	20:1
5歳児		25:1	25:1
②特例保育加配	なし	特例児による年齢基準数 ×0.3 ※ 上記①～③の合計が10以上の 場合、10%相当分を非常勤単 価として算定（フリー係数定数）	(年齢基準数) × (特例児出現率) ×2/8H
③休暇加配 (年休代替要員 費)	非常勤経費… 5,860 円/日 常勤職員… 20 日分 非常勤職員… 14 日分		(年齢基準数 + 特例保育加配 + 延 長保育加配) × 0.082 0.082=20 日 (年休) ÷ 243 (要勤 務日数)
④休憩加配	定員 90 人以下…常 勤 1 名 定員 91 人以上…非常勤 1 名	全施設…常勤 2 名 ただし、特例完全実施かつ特例児 (0～1 歳) 在園又は定員 30%以 上特例児在園の場合のみ。条件に 満たない場合は 1 名。	全施設…常勤 1 名 加 配…常勤 1 名 (年齢基準数 + 特例保育加配 + 延長保育加配が 11 名を超え る場合、常勤 1 名を加配)
⑤障害児加配		<プール制基準外> 重度障害児1人につき …常勤読み替え 特児受給対象児等1人につき…72,440円/月 軽度障害児1人につき …40,000円/月 (常勤化基準) 特児受給対象児等 (重度) 1:1 特児受給対象児等 (その他) 3:1 軽度障害児 5:1 ・判定後、入所時に遡及して経費を 支弁	(常勤化基準) ・原則として、0.2 から 1.0 まで の 5 段階。ただし、当該障害児の 状況 (保育時間) に応じて、これ を超えた加配を行うことがある (最大 0.4 を加算)。 ※ 年度途中については、実態上、 判定 (年 2 回程度) 後に、非常 勤職員を加配
⑥延長保育加配			(年齢基準数) × (延長児出現率) ×1/2×1.5/8H
⑦主任保育士専 任化	非常勤経費…2,975,229 円/年 (21 年度単価) 次世代育成支援対策交付 金対象事業及び保育対策 等促進事業等 (以下次世 代育成対策事業等という) 複 数実施園	<プール制基準外> 同左	・延長・一時・休日保育のいづれ かを実施している乳児及び併設保 育所 ・入所児童数 100 名以上で延長・ 一時保育のいづれかを実施してい る幼児保育所 ※ 上記のいずれかの場合、常勤 1 名を加配
⑧地域子育て支 援拠点事業加 配			拠点事業実施保育所に常勤 1 名を 加配 (ただし、実施状況等に応じ てさらに常勤 1 名を加配)
⑨改進黨育所副 所長加配			副所長 1 名に加え、更に常勤 1 名 を加配

	国基準	民営基準（プール制*基準）	市営基準（京北域を除く）
保育士 ⑩ 労働時間短縮対策	保育士1人につき 282,960円/年 調理等1人につき 276,640円/年		
⑪ 定員外入所対策	年齢基準と同じ	<プール制基準外> 年齢基準と同じ (ただし、非常勤経費で対応)	年齢基準と同じ ※ 年度途中については、実態上、非常勤職員を配置

* プール制（京都市民間保育園職員給与等運用事業）とは、本市からの補助金を財源として各民間保育園に一定の精算基準に基づき再配分する制度

【職員配置基準の比較（調理師及び作業員）】

	国基準	民営基準（プール制*基準）	市営基準（京北域を除く）
調理員			基本配置基準 ・基本児童数 40 人以下 …40 : 1 ・40 人超過 …55 : 1 加配 ・0 歳児加配 基礎加配… 0.5 名 基本児童数… 40 : 1 ・一時保育加配… 0.3 名 ・延長保育加配… 0.1 名 ・幼児保育所加配… 0.2 名 (入所児童数 101 人以上) ・休暇加配…上記加配×0.082 ※最低 1 名を保障 ※3 名を限度
作業員	(調理員等) <基本> 定員 45 名以下…常勤 1 名 定員 46 名以上…常勤 2 名 <加配> 定員 151 名以上 …非常勤 1 名	共通事項 ・定員 59 人以下…常勤 1 名 ・定員 60 人以上…常勤 2 名 調理加配（常勤） ・定員 90 人以下かつ 0 歳児 6 人以上 …1 名 ・定員 91～120 人かつ 0 歳児 5 人以上 …1 名 ・定員 121～150 人かつ 0 歳児 4 人以上 …1 名 ・定員 151 人以上かつ 0 歳児 3 人以上 …1 名 ※ 常勤加配適用園以外は新プール制の基本ポイントで 70 ポイント配点	基本配置基準 ・児童数基準 入所児童数に対して …80 : 1 ・建物面積加配 延床面積/500㎡×0.5 加配 ・0 歳児加配 基礎加配… 0.5 名 基本児童数… 40 : 1 ・一時保育加配… 0.2 名 ・延長保育加配… 0.1 名 ・休暇加配…上記加配×0.082 ※最低 1 名を保障 ※3 名を限度
事務員	非常勤経費…5,320円/日 ・一般保育所… 156 日 ・次世代育成対策事業等実施… 260 日	<プール制基準外> 同左	

* プール制（京都市民間保育園職員給与等運用事業）とは、本市からの補助金を財源として各民間保育園に一定の精算基準に基づき再配分する制度

【市営保育所の職員配置状況】

区	保育所名	入所児童数	保育士				調理師				作業員			職員総数				
			正職員数	臨時的任用職員数	非常勤嘱託員数 (常勤換算)	合計	正職員数	臨時的任用職員数 (常勤換算)	非常勤嘱託員数 (常勤換算)	合計	正職員数 (常勤換算)	再任用職員 (常勤換算)	合計					
北	楽只保育所	71	10	2	2	(1.4)	13.4	2					2.0	1			1.0	16.4
	楽只乳児保育所	74	17	5	1	(0.8)	22.8	2	1	(1)			3.0	2			2.0	27.8
	船岡乳児保育所	46	8	7			15.0	2					2.0	1			1.0	18.0
上京	室町乳児保育所	62	15	7	2	(1.3)	23.3	2	1	(0.8)	1	(0.2)	3.0	1	1	(0.8)	1.8	28.1
	鶴山保育所	101	19	2	3	(1.9)	22.9	2	1	(1)			3.0	1	1	(0.8)	1.8	27.7
左京	養正保育所	69	8	2	1	(0.8)	10.8	2					2.0	1			1.0	13.8
	養正乳児保育所	74	18	4	2	(1.3)	23.3	1	2	(2)			3.0	1	1	(0.8)	1.8	28.1
	修学院保育所	93	17	1	3	(1.9)	19.9	2	1	(1)			3.0	1	1	(0.8)	1.8	24.7
	錦林保育所	69	13	5			18.0	2	1	(1)			3.0	1	1	(0.8)	1.8	22.8
中京	壬生保育所	80	17	3	1	(0.6)	20.6	2	1	(1)			3.0	1	1	(0.8)	1.8	25.4
	朱雀乳児保育所	47	10	6			16.0	2					2.0	1	1	(0.8)	1.8	19.8
	聚楽保育所	114	19	4	3	(1.9)	24.9	2	1	(1)			3.0	1	1	(0.8)	1.8	29.7
東山	三条保育所	44	7	2			9.0	1			1	(0.6)	1.6	1			1.0	11.6
	三条乳児保育所	45	10	4			14.0	2					2.0	1	1	(0.8)	1.8	17.8
山科	鏡山保育所	79	8	3	1	(0.8)	11.8	2					2.0	1			1.0	14.8
下京	崇仁第一保育所	45	6	2	1	(0.6)	8.6	1			1	(0.6)	1.6	1			1.0	11.2
	崇仁第二保育所	47	14	3			17.0	2					2.0	1	1	(0.8)	1.8	20.8
南	九条保育所	59	11	3	1	(0.8)	14.8	1					1.0	1			1.0	16.8
	久世保育所	54	12	3			15.0	2					2.0	1			1.0	18.0
	南保育所	125	21	6	2	(1.3)	28.3	3			1	(0.5)	3.5	1	1	(0.8)	1.8	33.6
	吉祥院保育所	60	12	1			13.0	2					2.0	1			1.0	16.0
	久世第二保育所	65	8	1	1	(0.6)	9.6	2					2.0	1			1.0	12.6
	山ノ本保育所	68	9	3			12.0	2					2.0	1			1.0	15.0
右京	ひかり保育所	31	2		5	(3)	5.0	1			2	(1.2)	2.2				0.0	7.2
	弓削保育所	64	4		6	(4.8)	8.8				4	(2.4)	2.4				0.0	11.2
	周山保育所	65	3	1	7	(4.6)	8.6	1			1	(0.6)	1.6	1			1.0	11.2
伏見	淀保育所	142	18	8	3	(1.9)	27.9	2	1	(1)	1	(0.5)	3.5	2			2.0	33.4
	改進保育所	179	31	6	1	(0.8)	37.8	3			2	(1)	4.0	2	1	(0.8)	2.8	44.6
	砂川保育所	73	14	6	1	(0.8)	20.8	2	1	(1)			3.0	1			1.0	24.8
	辰巳保育所	120	19	8			27.0	2					2.0	2			2.0	31.0
合計		2,265	380	108	47	(31.9)	519.9	54	11	(10.8)	14	(7.6)	72.4	32	12	(9.6)	41.6	633.9

(平成22年3月1日現在)

※ 改進保育所については、上記の他、休日保育用職員として、非常勤職員（保育士及び調理師）を配置している。

【プール制配置基準等との比較】

【算定例①】

- 1 定員 60人
- 2 児童数

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	5 (1)	1 (1)	6 (2)
1歳児	9 (8)	3 (3)	12 (11)
2歳児	8 (6)	1 (1)	9 (7)
3歳児	13 (11)	1 (0)	14 (11)
4歳児	11 (7)	1 (0)	12 (7)
5歳児	14 (10)	1 (0)	15 (10)
合計	60 (43)	8 (5)	68 (48)

※ () 内は特例保育児童数

3 特別保育等実施状況

- (1) 定員弾力化実施 12%
- (2) 積極的な保護者・地域支援項目（年末年始及び学童保育以外を実施）
- (3) 世代間交流（すべて実施）
- (4) アレルギー児対応（除去食対応） 6人
- (5) 障害児統合保育 6人（8.8%）※0.6人分相当1人，0.2人分相当5人
- (6) 延長保育 1時間延長，対象児童数28人
- (7) 苦情解決体制及び情報の積極的な開示

【算定例①比較】

○市営保育所の例

区分	人員	欠員	配置職員数			
			通常保育等対応		特別保育対応等（短時間）	
			正規職員	アルバイト	嘱託職員等	
保育士	14	0	14	12	2	(延長) 1.3
調理員	2	0	2	2	0	0
作業員	1	0	1	1	0	0
合計	17	0	17	15	2	1.3

※所長を除く

※延長保育に係る嘱託 通常1名（6時間10分勤務）+一定の要件により4時間勤務1名加配

○民間保育園の例

区分	定数 (人)	区分	金額 (円)
保育士	9	基本ポイント	290ポイント
調理員	2	加算ポイント	618ポイント
フリー経費定数	1	保育所運営費（定員外人件費）	8,274,924
小計	12	定員弾力化対策費	920,880
障害児加配	1	延長保育	3,605,387
合計	13	障害児統合保育対策費	869,280
(職員数換算)	3.7	主任保育士専任化加算	3,696,480
(換算後合計)	16.7	事務職員雇上費加算	693,600
		プール制外合計	18,060,551

※施設長除く

※ プール制人件費を4,765千円（H21 プール制平均（人件費ベース））と仮定すると金額部分で
 $18,060,551 \text{円} \div 4,765,000 \text{円} = 3.7 \text{人分}$ よって，13人+3.7人=16.7人となる。

※ プール制の額については，上記の職員給与や上記以外の職員給与として使用

【算定例②】

- 1 定員 90人
2 児童数

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	5 (4)	3 (3)	8 (7)
1歳児	12 (11)	4 (3)	16 (14)
2歳児	16 (11)	2 (1)	18 (12)
3歳児	15 (15)	5 (5)	20 (20)
4歳児	23 (17)	1 (1)	24 (18)
5歳児	19 (16)	3 (1)	22 (17)
合計	90 (74)	18 (14)	108 (88)

※ () 内は特例保育児童数

3 特別保育等実施状況

- (1) 定員弾力化実施 21%
 (2) 積極的な保護者・地域支援項目 (年末年始及び学童保育以外を実施)
 (3) 世代間交流 (すべて実施)
 (4) アレルギー児対応 (除去食対応) 7人
 (5) 障害児統合保育 4人 (3.7%)

※ 1.3人分相当1人, 0.8人分相当1人, 0.6人分相当1人, 0.2人分相当1人

- (6) 延長保育 1時間延長, 対象児童数50人
 (7) 苦情解決体制及び情報の積極的な開示

【算定例②比較】

○市営保育所の例

区分	定数	欠員	配置職員数			
			通常保育等対応		特別保育対応等 (短時間)	
			正規職員	アルバイト	嘱託職員等	
保育士	22	0	22	18	4	(延長) 1.3
調理員	3	0	3	2	1	0
作業員	2	0	1	1	0	0.8
合計	27	0	26	21	5	2.1

※所長を除く

※延長保育に係る嘱託 通常1名 (6時間10分勤務) +一定の要件により4時間勤務1名加配

○民間保育園の例

区分	定数 (人)	区分	金額 (円)
保育士	13	基本ポイント	340ポイント
調理員	2	加算ポイント	696ポイント
フリー経費定数	1	保育所運営費 (定員外人件費)	15,874,644
小計	16	定員弾力化対策費	2,250,480
障害児加配	2	延長保育	4,402,187
合計	18	障害児統合保育対策費	1,349,280
(職員数換算)	5.9	主任保育士専任化加算	3,913,920
(換算後合計)	23.9	事務職員雇上費加算	738,720
		プール制外合計	28,529,231

※施設長除く

※ プール制人件費を4,765千円 (H21 プール制平均 (人件費ベース)) と仮定すると金額部分で
 $28,529,231 \text{円} \div 4,765,000 \text{円} = 5.9 \text{人分}$ よって, 18人+5.9人=23.9人となる。

※ プール制の額については, 上記の職員給与や上記以外の職員給与として使用

【算定例③】

1 定員 120人

2 児童数

区分	定員内	定員外	合計
0歳児	17 (6)	0 (0)	17 (6)
1歳児	10 (2)	0 (0)	10 (2)
2歳児	14 (4)	0 (0)	14 (4)
3歳児	25 (5)	0 (0)	25 (5)
4歳児	20 (9)	0 (0)	20 (9)
5歳児	17 (8)	0 (0)	17 (8)
合計	103 (34)	0 (0)	103 (34)

※ ()内は特例保育児童数

3 特別保育等実施状況

(1) 積極的な保護者・地域支援項目 (年末年始及び学童保育以外を実施)

(2) 世代間交流 (すべて実施)

(3) アレルギー児対応 (除去食対応) 4人

(4) 障害児統合保育 5人 (4.9%)

※ 1.0人分相当1人, 0.9人分相当1人, 0.4人分相当2人, 0.2人分相当1人

(5) 苦情解決体制及び情報の積極的な開示

【算定例③比較】

○市営保育所の例

区分	定数	欠員	配置職員数			
			通常保育等対応			特別保育対応等 (短時間)
			正規職員	アルバイト	嘱託職員等	
保育士	20	0	20	14	6	(延長) 0
調理員	3	0	3	2	1	0
作業員	2	0	1	1	0	0.8
合計	25	0	24	17	7	0.8

※所長を除く

○民間保育園の例

区分	定数 (人)
保育士	14
調理員	3
フリー経費定数	2
小計	19
障害児加配	2
合計	21
(職員数換算)	0.5
(換算後合計)	21.5

区分	金額 (円)
基本ポイント	320ポイント
加算ポイント	319ポイント
障害児統合保育対策費	2,218,560
事務職員雇上費加算	519,120
プール制外合計	2,737,680

※施設長除く

※ プール制人件費を4,765千円 (H21 プール制平均 (人件費ベース))と仮定すると金額部分で
 $2,737,680 \text{円} \div 4,765,000 \text{円} = 0.5 \text{人分}$ よって, $21 \text{人} + 0.5 \text{人} = 21.5 \text{人}$ となる。

※ プール制の額については, 上記の職員給与や上記以外の職員給与として使用

市営保育所の算定例①

1 保育士数

(1) 基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0歳児	3:1	6	2.0
1歳児	5:1	12	2.4
2歳児	6:1	9	1.5
3歳児	15:1	14	0.9
4歳児	20:1	12	0.6
5歳児	25:1	15	0.6
		68	8.0

}

5.9 (乳児分)

}

2.1 (幼児分)

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 特例保育加算

$$5.9 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 20 \text{ 人 (特例保育対象児童数)} / 27 \text{ 人 (入所児童数)} = 1.0 \text{ 人}$$

$$2.1 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 28 \text{ 人 (")} / 41 \text{ 人 (")} = 0.3 \text{ 人}$$

計 1.3 人

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 延長保育加配

$$8.0 \text{ 人} \times 1.5\text{h}/8\text{h} \times 28 \text{ 人 (延長保育対象者数)} / 68 \text{ 人 (入所児童数)} \times 1/2 = 0.3 \text{ 人}$$

※小数点第2位以下切り捨て

(4) 休暇加配

$$[8.0 \text{ 人 (基本)} + 1.3 \text{ 人 (特例)} + 0.3 \text{ 人 (延長)}] \times 0.082 = 0.7 \text{ 人}$$

※小数点第2位以下切り捨て

(5) 休憩加配

$$[8.0 \text{ 人 (基本)} + 1.3 \text{ 人 (特例)} + 0.3 \text{ 人 (延長)}] < 11 \text{ 人} \cdots 1.0 \text{ 人}$$

(6) 障害児加配

$$0.6 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 0.6 \text{ 人}$$

$$0.2 \text{ 人相当分} \times 5 \text{ 人} = 1.0 \text{ 人} \quad \text{計 } 1.6 \text{ 人}$$

(7) 主任保育士専任化加算 1.0 人

(1) ~ (7) の合計 … 13.9 人 → **保育士定数** 14 人

※四捨五入

2 調理員数

(1) 基本配置

区分	児童数 (人)	定数 (人)
40 人まで 40:1	40	1.0
40 人を超える場合 55:1	28	0.5
計	68	1.5

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 0歳児加配

- ・乳幼併設園 … 0.5 人
- ・0歳児に対し 40:1 … 6人/40=0.1人 計 0.6人

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 延長保育加配 … 0.1 人

(4) 休暇加配

$[1.5 \text{ 人 (基本)} + 0.6 \text{ 人 (0歳児)} + 0.1 \text{ 人 (延長)}] \times 0.082 = 0.1 \text{ 人}$

※小数点第2位以下切り捨て

(1) ~ (4) の合計 … 2.3 人 → **調理員定数** 2人

※四捨五入 ※上限3人

プール制配置基準等の算定例①

1 保育士数

(1) 在籍年齢基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0歳児	3:1	5	1.67
1歳児	5:1	9	1.80
2歳児	6:1	8	1.33
3歳児	15:1	13	0.87
4歳児	20:1	11	0.55
5歳児	25:1	14	0.56
		60	6.78

※小数点第3位四捨五入

(2) 休憩保育士対策数 … 2人

(3) 特例保育対策基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0歳児	3:1	1	0.33
1歳児	5:1	8	1.60
2歳児	6:1	6	1.00
3歳児	15:1	11	0.73
4歳児	20:1	7	0.35
5歳児	25:1	10	0.40
		43	4.41

×0.3=1.32

※小数点第3位四捨五入

(1) ~ (3) の合計 = 10.1人

よって 保育士定数 9人 (保育士端数 …0.10)

フリー経費定数 1人 (フリー経費端数…0.00※端数換算なし)

2 調理員数

(1) 共通基準数 … 2人 (60人定員以上2人)

(2) 加配基準数 … 0人 (90人定員以下の場合0歳児6人以上で加配)

計 2人

3 プール制外

(1) 保育所運営費 (定員外人件費)

12%区分と仮定

(単位:人,円)

区分	児童数	基本分 (人件費分)	民改費 (人件費分)	月額	年額
0歳児	1	149,002	16,120	165,122	1,981,464
1,2歳児	4	87,746	9,480	388,904	4,666,848
3歳児	1	44,871	4,830	49,701	596,412
4,5歳児	2	38,755	4,170	85,850	1,030,200
合計	8			689,577	8,274,924

(2) 定員弾力化対策費

[通常保育]

(単位：人，円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	0	—	0	0
1歳児	0	6,670	0	0
2歳児	0	—	0	0
3歳児	1	3,330	3,330	39,960
4歳児	1	3,330	3,330	39,960
5歳児	1	1,330	1,330	15,960
合計	3			95,880

[特例保育]

(単位：人，円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	1	20,830	20,830	249,960
1歳児	3	12,500	37,500	450,000
2歳児	1	10,420	10,420	125,040
3歳児	0	4,170	0	0
4歳児	0	3,130	0	0
5歳児	0	2,500	0	0
合計	5			825,000

合計	920,880	(年額)
----	---------	------

(3) 延長保育

- (ア) 1 1時間超開所経費 … 903,840 円
(イ) 基本分経費 … 2,600,000 円 (20人以上29人以下)
(ウ) 利用料 … 840,000 円 (28人×2,500円×12月)
計 4,343,840 円
人件費相当 3,605,387 円
(4,343,840円×0.83 (H20 保育単価上人件費比率))

(4) 障害児統合保育対策費

(ア) 常勤読み替え分 1人

※公営保育所と民営保育園では加配区分が異なるため

0.6人相当児童を3:1

0.2人相当児童を5:1と仮定して算定。

※0.2人相当児童5人で保育士1名

と読みかえ，常勤計1人分

残り単価加配分 (3:1) 1人

※常勤読み替え … 3:1 児童3人や5:1 児童5人となった場合，加配単価ではなく，プール制格付職員相当額で算定する

(イ) 単価加配分

3:1 … 1人 月額 72,440 円 年額 869,280 円
合計 869,280 円

(5) 主任保育士専任化加算

12%区分と仮定 (単位：人，円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	6	4,050	480	27,180	326,160
1,2歳児	21	4,050	480	95,130	1,141,560
3歳児	14	4,050	480	63,420	761,040
4,5歳児	27	4,050	480	122,310	1,467,720
合計	68			308,040	3,696,480

(6) 事務職員雇上費加算

12%区分と仮定 (単位：人，円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	6	760	90	5,100	61,200
1,2歳児	21	760	90	17,850	214,200
3歳児	14	760	90	11,900	142,800
4,5歳児	27	760	90	22,950	275,400
合計	68			57,800	693,600

市営保育所の算定例②

1 保育士数

(1) 基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0歳児	3:1	8	2.6
1歳児	5:1	16	3.2
2歳児	6:1	18	3.0
3歳児	15:1	20	1.3
4歳児	20:1	24	1.2
5歳児	25:1	22	0.8
		108	12.1

8.8 (乳児分)

3.3 (幼児分)

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 特例保育加算

$$8.8 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 33 \text{ 人 (特例保育対象児童数)} / 42 \text{ 人 (入所児童数)} = 1.7 \text{ 人}$$

$$3.3 \text{ 人} \times 2\text{h}/8\text{h} \times 55 \text{ 人 (")} / 66 \text{ 人 (")} = 0.6 \text{ 人}$$

計 2.3 人

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 延長保育加配

$$12.1 \text{ 人} \times 1.5\text{h}/8\text{h} \times 50 \text{ 人 (延長保育対象者数)} / 108 \text{ 人 (入所児童数)} \times 1/2 = 0.5 \text{ 人}$$

※小数点第2位以下切り捨て

(4) 休暇加配

$$[12.1 \text{ 人 (基本)} + 2.3 \text{ 人 (特例)} + 0.5 \text{ 人 (延長)}] \times 0.082 = 1.2 \text{ 人}$$

※小数点第2位以下切り捨て

(5) 休憩加配

$$[12.1 \text{ 人 (基本)} + 2.3 \text{ 人 (特例)} + 0.5 \text{ 人 (延長)}] > 11 \text{ 人} \cdots 2.0 \text{ 人}$$

(6) 障害児加配

$$1.3 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 1.3 \text{ 人}$$

$$0.8 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 0.8 \text{ 人}$$

$$0.6 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 0.6 \text{ 人}$$

$$0.2 \text{ 人相当分} \times 1 \text{ 人} = 0.2 \text{ 人} \quad \text{計 } 2.9 \text{ 人}$$

※1.3人相当は特例保育対象者

(7) 主任保育士専任化加算 1.0 人

$$(1) \sim (7) \text{ の合計 } \cdots 22.0 \text{ 人} \rightarrow \boxed{\text{保育士定数}} \quad 22 \text{ 人}$$

※四捨五入

2 調理員数

(1) 基本配置

区分	児童数 (人)	定数 (人)
40 人まで 40:1	40	1.0
40 人を超える場合 55:1	68	1.2
計	108	2.2

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 0歳児加配

- ・乳幼併設園 … 0.5 人
- ・0歳児に対し 40:1 … 8人/40=0.2人 計 0.7人

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 延長保育加配 … 0.1 人

(4) 休暇加配

$[2.2 \text{ 人 (基本)} + 0.7 \text{ 人 (0歳児)} + 0.1 \text{ 人 (延長)}] \times 0.082 = 0.2 \text{ 人}$

※小数点第2位以下切り捨て

(1) ~ (4) の合計 … 3.2 人 → **調理員定数** 3人

※四捨五入 ※上限3人

プール制配置基準等の算定例②

1 保育士数

(1) 在籍年齢基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0歳児	3:1	5	1.67
1歳児	5:1	12	2.40
2歳児	6:1	16	2.67
3歳児	15:1	15	1.00
4歳児	20:1	23	1.15
5歳児	25:1	19	0.76
		90	9.65

※小数点第3位四捨五入

(2) 休憩保育士対策数 … 2人

(3) 特例保育対策基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0歳児	3:1	4	1.33
1歳児	5:1	11	2.20
2歳児	6:1	11	1.83
3歳児	15:1	15	1.00
4歳児	20:1	17	0.85
5歳児	25:1	16	0.64
		74	7.85

×0.3=2.36

※小数点第3位四捨五入

(1) ~ (3) の合計 = 14.01人

よって 保育士定数 13人 (保育士端数 …0.01)

フリー経費定数 1人 (フリー経費端数…0.00※端数換算なし)

2 調理員数

(1) 共通基準数 … 2人 (60人定員以上2人)

(2) 加配基準数 … 0人 (90人定員以下の場合0歳児6人以上)

計 2人

3 プール制外

(1) 定員外児童に係る保育所運営費

12%区分と仮定 (単位:人,円)

区分	児童数	基本分 (人件費分)	民改費 (人件費分)	月額	年額
0歳児	3	140,162	15,180	466,026	5,592,312
1,2歳児	6	78,906	8,540	524,676	6,296,112
3歳児	5	36,031	3,890	199,605	2,395,260
4,5歳児	4	29,915	3,230	132,580	1,590,960
合計	18			1,322,887	15,874,644

(2) 定員弾力化対策費

[通常保育]

(単位：人，円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	3	—	0	0
1歳児	4	6,670	26,680	320,160
2歳児	2	—	0	0
3歳児	5	3,330	16,650	199,800
4歳児	1	3,330	3,330	39,960
5歳児	3	1,330	3,990	47,880
合計	18			607,800

[特例保育]

(単位：人，円)

区分	児童数	単価	月額	年額
0歳児	3	20,830	62,490	749,880
1歳児	3	12,500	37,500	450,000
2歳児	1	10,420	10,420	125,040
3歳児	5	4,170	20,850	250,200
4歳児	1	3,130	3,130	37,560
5歳児	1	2,500	2,500	30,000
合計	14			1,642,680

合計	2,250,480	(年額)
----	-----------	------

(3) 延長保育

- (ア) 1 1時間超開所経費 … 903,840 円
 (イ) 基本分経費 … 2,900,000 円 (50人以上)
 (ウ) 利用料 … 1,500,000 円 (50人×2,500円×12月)
- 計 5,303,840 円
 人件費相当 4,402,187 円
 (5,303,840 円×0.83 (H20 保育単価上人件費比率))

(4) 障害児統合保育対策費

(ア) 常勤読み替え分 2人

※公営保育所と民営保育園では加配区分が異なるため

1.3人相当児童を1:1

0.8人相当児童を1:1

0.6人相当児童を3:1

0.2人相当児童を5:1と仮定して算定。

※1:1加配は平成21年度からの導入であるが、比較のために適用している。

※1.3人相当児童1人，0.8人相当児童1人で保育士2名

と読みかえ，常勤計2人分

残り単価加配分 (3:1) 1人，(5:1) 1人

※常勤読み替え … 3:1児童3人や5:1児童5人となった場合，加配単価ではなく，プール制格付職員相当額で算定する

(イ) 単価加配分

3:1 … 1人 月額 72,440 円 年額 869,280 円

5:1 … 1人 月額 40,000 円 年額 480,000 円

合計 1,349,280 円

(5) 主任保育士専任化加算

12%区分と仮定 (単位：人, 円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	8	2,700	320	24,160	289,920
1,2歳児	34	2,700	320	102,680	1,232,160
3歳児	20	2,700	320	60,400	724,800
4,5歳児	46	2,700	320	138,920	1,667,040
合計	108			326,160	3,913,920

(6) 事務職員雇上費加算

12%区分と仮定 (単位：人, 円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	8	510	60	4,560	54,720
1,2歳児	34	510	60	19,380	232,560
3歳児	20	510	60	11,400	136,800
4,5歳児	46	510	60	26,220	314,640
合計	108			61,560	738,720

市営保育所の算定例③

1 保育士数

(1) 基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0歳児	3:1	17	5.6
1歳児	5:1	10	2.0
2歳児	6:1	14	2.3
3歳児	15:1	25	1.6
4歳児	20:1	20	1.0
5歳児	25:1	17	0.6
		103	13.1

}

9.9 (乳児分)

}

3.2 (幼児分)

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 特例保育加算

9.9人 × 2h/8h × 12人 (特例保育対象児童数) / 41人 (入所児童数) = 0.7人

3.2人 × 2h/8h × 22人 (") / 62人 (") = 0.2人

計 0.9人

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 延長保育加配

なし

(4) 休暇加配

[13.1人 (基本) + 0.9人 (特例) + 0.0人 (延長)] × 0.082 = 1.1人

※小数点第2位以下切り捨て

(5) 休憩加配

[13.1人 (基本) + 0.9人 (特例) + 0.0人 (延長)] > 11人 … 2.0人

(6) 障害児加配

1.0人相当分 × 1人 = 1.0人

0.9人相当分 × 1人 = 0.9人

0.4人相当分 × 2人 = 0.8人

0.2人相当分 × 1人 = 0.2人 計 2.9人

※0.9人相当は特例保育対象者

(7) 主任保育士専任化加算 なし

(1) ~ (7) の合計 … 20.0人 → 保育士定数 20人

※四捨五入

2 調理員数

(1) 基本配置

区分	児童数 (人)	定数 (人)
40 人まで 40:1	40	1.0
40 人を超える場合 55:1	63	1.1
計	103	2.1

※小数点第2位以下切り捨て

(2) 0歳児加配

- ・乳幼併設園 … 0.5 人
- ・0歳児に対し 40:1 … 17 人/40=0.4 人 計 0.9 人

※小数点第2位以下切り捨て

(3) 延長保育加配 … なし

(4) 休暇加配

$[2.1 \text{ 人 (基本)} + 0.9 \text{ 人 (0歳児)} + 0.0 \text{ 人 (延長)}] \times 0.082 = 0.2 \text{ 人}$

※小数点第2位以下切り捨て

(1) ~ (4) の合計 … 3.2 人 → **調理員定数** 3 人

※四捨五入 ※上限 3 人

プール制配置基準等の算定例③

1 保育士数

(1) 在籍年齢基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	17	5.67
1 歳児	5:1	10	2.00
2 歳児	6:1	14	2.33
3 歳児	15:1	25	1.67
4 歳児	20:1	20	1.00
5 歳児	25:1	17	0.68
		103	13.35

※小数点第3位四捨五入

(2) 休憩保育士対策数 … 2人

(3) 特例保育対策基準数

区分	配置基準	児童数 (人)	定数 (人)
0 歳児	3:1	6	2.00
1 歳児	5:1	2	0.40
2 歳児	6:1	4	0.67
3 歳児	15:1	5	0.33
4 歳児	20:1	9	0.45
5 歳児	25:1	8	0.32
		34	4.17

×0.3=1.25

※小数点第3位四捨五入

(1) ~ (3) の合計 = 16.60 人

よって 保育士定数 14 人 (保育士端数 …0.6)
 フリー経費定数 2 人 (フリー経費端数…0.6)

2 調理員数

(1) 共通基準数 … 2人 (60人定員以上2人)

(2) 加配基準数 … 1人 (91~120人定員の場合0歳児5人以上)

計 3人

3 プール制外

(1) 障害児統合保育対策費

(ア) 常勤読み替え分 2人

※公営保育所と民営保育園では加配区分が異なるため

1.0人相当児童を1:1

0.9人相当児童を1:1

0.4人相当児童を3:1

0.2人相当児童を5:1と仮定して算定。

※1:1加配は平成21年度からの導入であるが、比較のために適用している。

※1.0人相当児童1人, 0.9人相当児童1人で保育士2名

と読みかえ、常勤計2人分

残り単価加配分 (3:1) 2人, (5:1) 1人

※常勤読み替え … 3:1 児童3人や5:1 児童5人となった場合, 加配単価ではなく, プール制格付職員相当額で算定する

(イ) 単価加配分

3:1 … 2人 月額 144,880円 年額 1,738,560円

5:1 … 1人 月額 40,000円 年額 480,000円

合計 2,218,560円

(2) 事務職員雇上費加算

12%区分と仮定

(単位:人,円)

区分	児童数	基本分	民改費	月額	年額
0歳児	17	380	40	7,140	85,680
1,2歳児	24	380	40	10,080	120,960
3歳児	25	380	40	10,500	126,000
4,5歳児	37	380	40	15,540	186,480
合計	103			43,260	519,120

【常勤・非常勤の割合】

	平成21年5月1日				平成22年3月1日			
	常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
市営保育所	476	80.32%	116.60	19.68%	466	73.51%	167.90	26.49%
民間保育園	3,500	75.30%	1,148.38	24.70%	-	-	-	-

※ 平成21年5月1日現在（民間保育園については社会福祉法人等指導監査報告書から）

※ 市営保育所については、正職員を常勤職員、それ以外を非常勤職員として計上

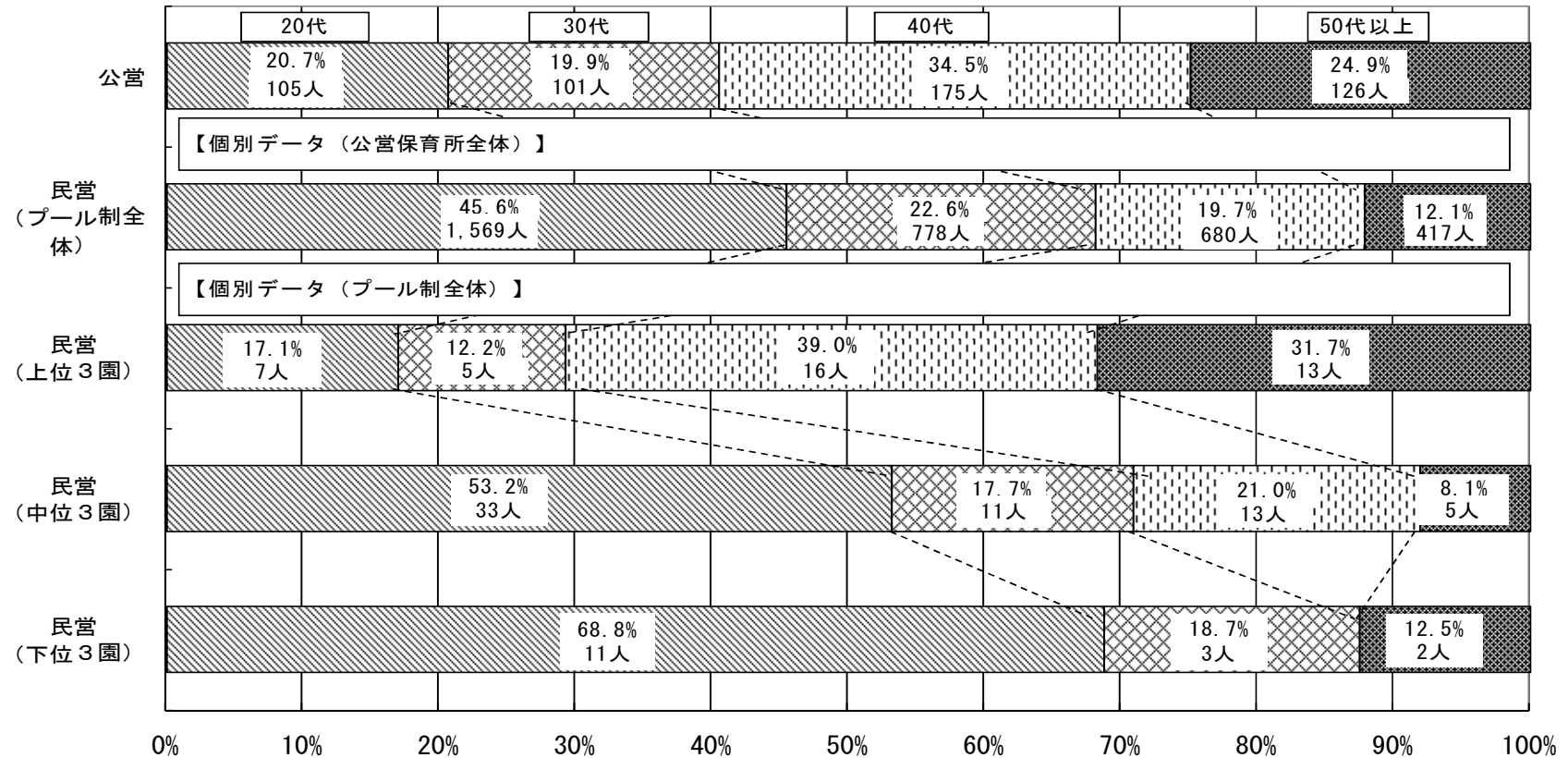
※ 対象職種は以下のとおり（ただし、所長及び園長は除く。）

- ・ 市営保育所は保育士、調理師及び作業員を計上
- ・ 民間保育園は保育士、保育補助、調理師、栄養士、事務員、作業員及び看護師を計上

※ 非常勤職員は勤務時間数を常勤換算して計上

【市内保育所の年代別職員の状況】

年代別職員割合

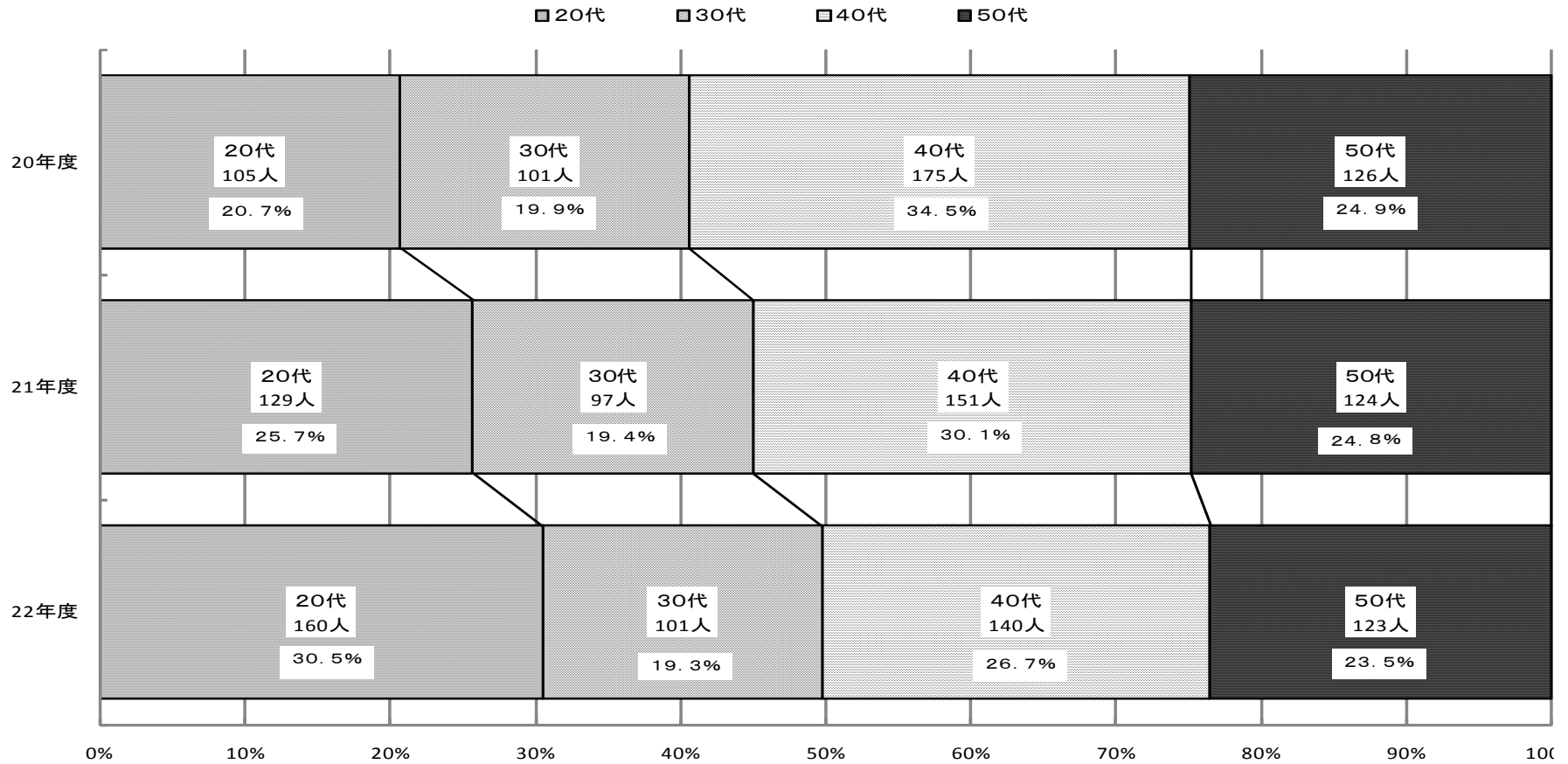


(平成 20 年度実績)

【市営保育所の年代別職員の状況】

年代別職員割合(公営保育所)

※全職員(所長, 再任用除く)



※ 人員数は, 平成20年度及び平成21年度は3月現在, 平成22年度は4月現在の数値

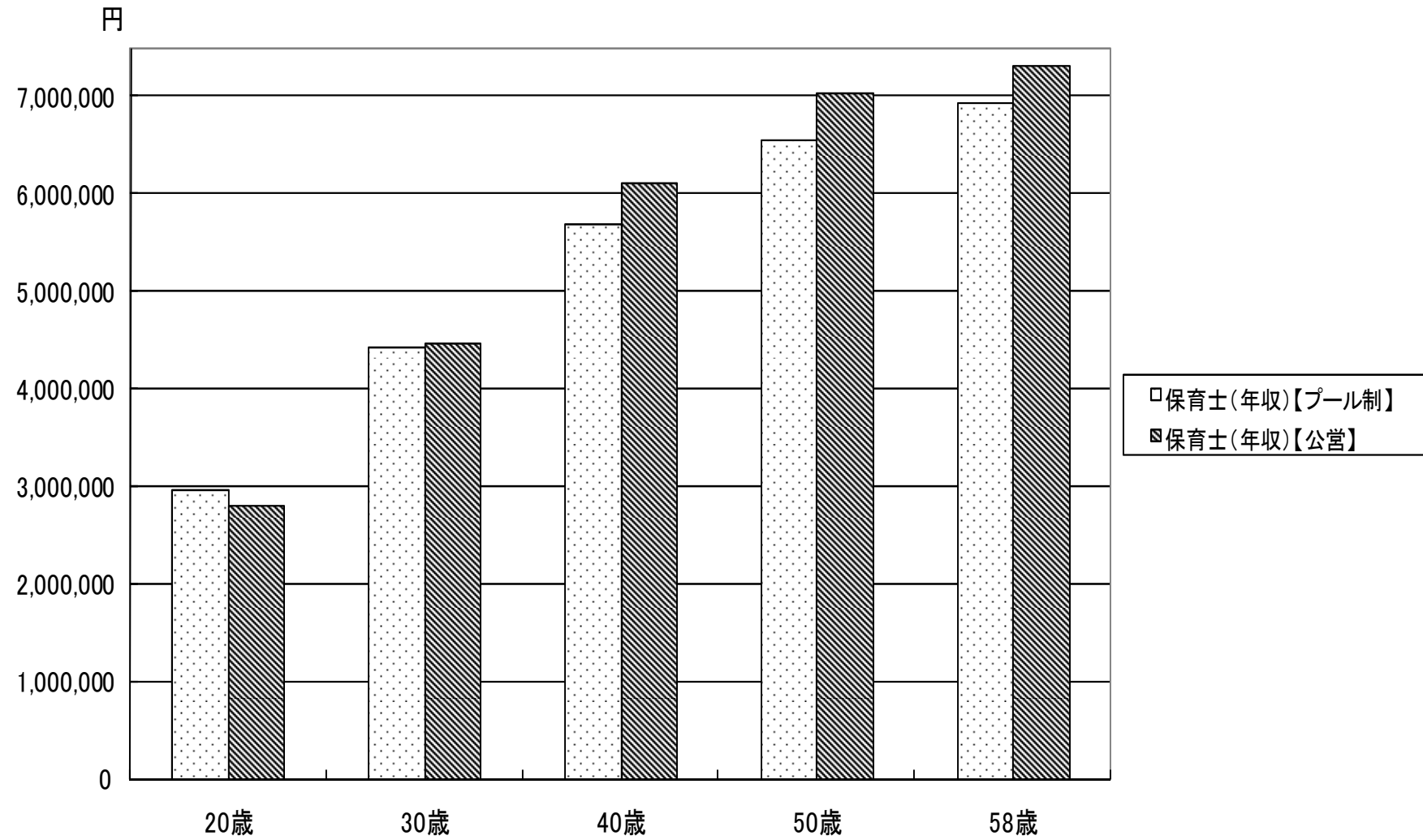
※ 年齢は, 各年度4月1日現在

【市営保育所職種別モデル年収について】

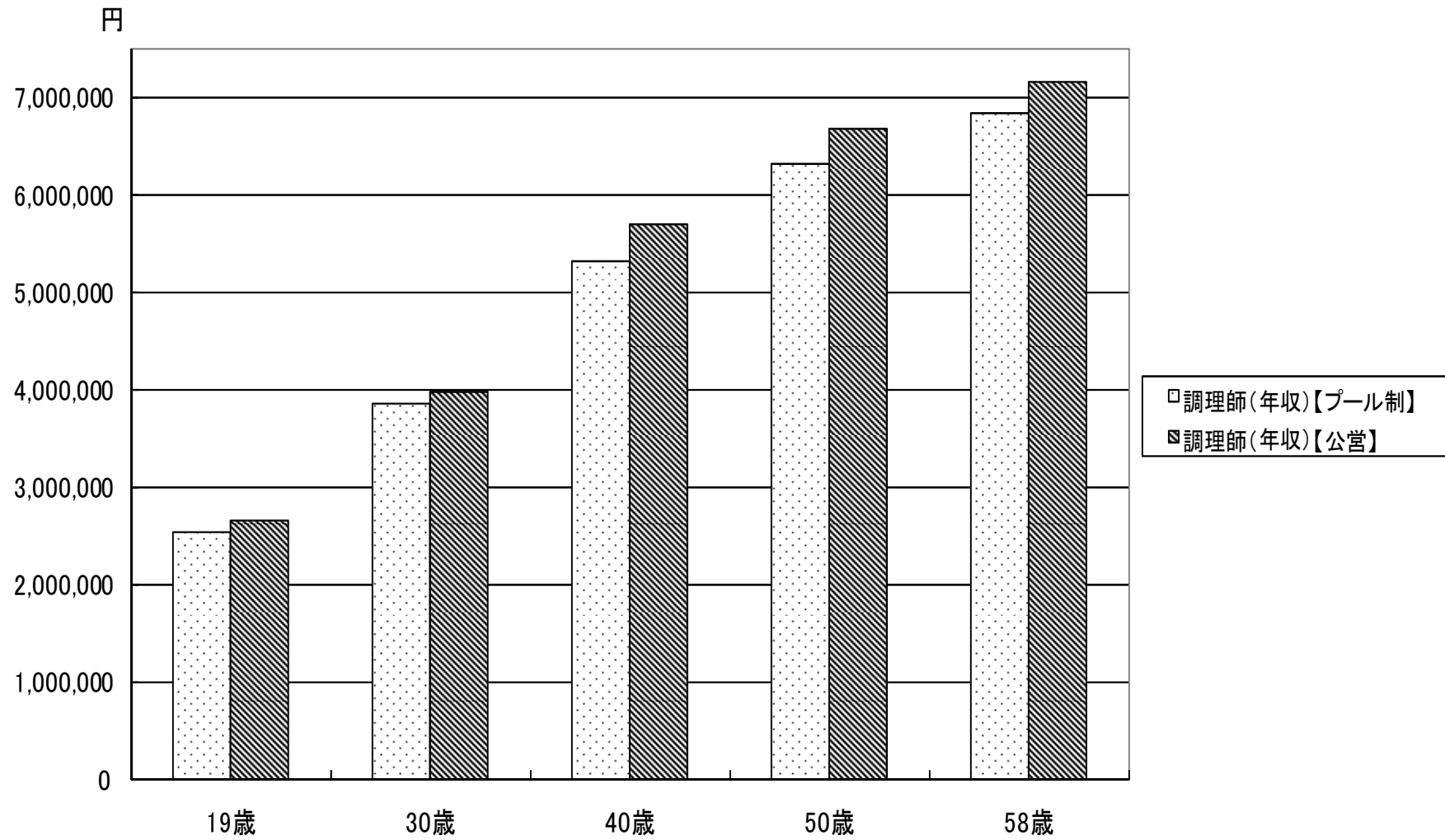
職種	格付区分	年齢	格付号級	(単位：円)		(参考)
				基本給 (本俸+地域手当)	年収 (基本給×16.5月)	【プール制】モデル年収 (基本給×16.5月+ 業務手当×12月)
保育士	短大卒 (保育士養成校卒)	20歳	1級21号	169,180	2,791,470	2,964,855
		30歳	2級38号	270,820	4,468,530	4,425,930
		40歳	3級70号	369,490	6,096,585	5,680,095
		50歳	4級82号	426,030	7,029,495	6,547,665
		58歳	4級106号	442,860	7,307,190	6,936,075
調理師	高卒	19歳	1級11号	160,710	2,651,715	2,529,960
		30歳	1級56号	240,680	3,971,220	3,847,650
		40歳	3級54号	344,520	5,684,580	5,303,280
		50歳	4級60号	404,360	6,671,940	6,316,050
		58歳	4級92号	433,510	7,152,915	6,822,435

- ※ 基本的に新卒者の採用を前提とし、経験年数は考慮していない。
- ※ 保育士については、該当する保育士の実際の給与を参考にし、調理師については見込み数値である。
- ※ 年収については、賞与を4.50月として計算し、社会保険料事業主負担は含まず、本人負担分を含む数値である。

保育士のモデル年収



調理師のモデル年収



【職種別平均給与・平均年齢・平均勤続年数】

職 種	平均給与(平均年齢)		平均勤続年数	
	市営	民営	市営	民営
保育士	322,916 円 (40.2 歳)	264,504 円 (34.6 歳)	17.9 年	10.2 年
調理師等	※調理師 354,357 円 (47.0 歳)	225,604 円 (36.9 歳)	※調理師 19.1 年	7.3 年
	※作業員 351,429 円 (46.1 歳)		※作業員 17.7 年	

※ 基本給に係る部分のみ計上

(平成21年度実績)

4 保育所の運営に係る財源構成

【公民別保育所運営費の状況（平成20年度決算）】

○市営保育所

(単位：千円)

保育所総運営費		年間月平均入所人員	
4,649,388 1人当たり 180,629 円/月		2,145 人	
国基準による運営費			市継足額
2,187,650 1人当たり 84,990 円/月			
国市義務負担分		国基準保育料	
1,512,030 1人当たり 58,742 円/月		675,620 1人当たり 26,248 円/月	
国庫負担金	市負担金	市保育料	市軽減額
731,870 1人当たり 28,433 円/月	780,160 1人当たり 30,309 円/月	485,001 1人当たり 18,842 円/月	190,619 1人当たり 7,406 円/月
国負担金	一般財源化		
92,604	639,266		
2,461,738 1人当たり 95,639 円/月			

○民間保育園

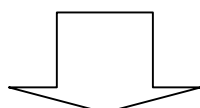
(単位：千円)

保育所総運営費		年間月平均入所人員	
28,214,098 1人当たり 96,210 円/月		24,438 人	
国基準による運営費			市継足額
22,996,793 1人当たり 78,419 円/月			
国市義務負担分		国基準保育料	
15,037,292 1人当たり 51,277 円/月		7,959,501 1人当たり 27,142 円/月	
国庫負担金	市負担金	市保育料	市軽減額
7,501,939 1人当たり 25,582 円/月	7,535,353 1人当たり 25,695 円/月	5,187,566 1人当たり 17,690 円/月	2,771,935 1人当たり 9,452 円/月
国負担金	一般財源化		
7,423,719	78,220		
5,217,305 1人当たり 17,791 円/月			

【公民別保育所運営費における市継足額の差について（平成20年度決算）】

○ 1人当たりの保育所運営費市継足額

市営保育所	95,639 円／月 (民間の 5.38 倍)	【計算】 2,461,738 千円 ÷ (2,145 人 × 12 箇月)
民間保育園	17,791 円／月	【計算】 5,217,305 千円 ÷ (24,438 人 × 12 箇月)



民間保育園に比べ、作業員の配置、常勤職員の平均給与や障害児の受け入れ割合が高いことや、市営保育所独自事業に係る費用を支払っている。

(内訳)

公営保育所総運営費における市継足額	95,639 円／月	2,461,738 千円
-------------------	------------	--------------

超過経費合計	77,848 円／月	2,003,841 千円
内 訳		
① 公民の平均給与格差の総額 (※1)	49,828 円／月	1,282,574 千円
② 作業員人件費分	12,711 円／月	327,185 千円
③ 拠点事業人件費等分	5,574 円／月	143,483 千円
④ 独自サービス (※2)	699 円／月	18,000 千円
⑤ 障害児の受入人数の差	7,204 円／月	185,443 千円
⑥ その他 (※3)	1,832 円／月	47,156 千円

- ※1 保育士 市営保育所：約770万円，民間保育園：約500万円（共済費込み）
調理師 市営保育所：約775万円，民間保育園：約450万円（共済費込み）
- ※2 布おむつについては見直しを検討中。
その他特有のサービスとして、児童の午睡用の布団の提供を行っている。
- ※3 年度途中入所児童の取扱い及び職員配置上の常勤・非常勤の差等

5 多様な保育サービス

(1) 延長保育

○ 事業概要

本市では、労働時間や周辺部の住宅開発による通勤距離の広がり等によって、通常の保育時間の範囲内では対応しきれないケースに対応するとともに、児童の発達面での影響も考慮した結果、保護者等の就労実態及び生活実態によりやむを得ないと認められた場合、通常保育時間の前後1時間を延長した特例保育を実施し、更に、11時間を超えて保育を行う延長保育を実施している。

	昼間保育所	夜間保育所
通常保育	8:30～17:00 (8時間30分)	11:00～22:00 (11時間)
特例保育	通常保育の前後1時間	なし
開所時間延長	30分(延長保育実施時)	なし
延長保育	30分延長, 1時間延長	通常保育の前において2時間延長

○ 実施箇所

昭和55年4月～ 特例保育実施

平成10年度～ 保育所が自主的に取り組める事業へと変更

平成22年7月現在, 180箇所(市営13箇所, 民営167箇所)で実施

※ 「京都市未来こどもプラン」平成26年度目標 195箇所

【実施箇所分布(行政区別)】

(平成22年7月1日現在)

	市営保育所		民間保育園		全体	
	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率
北	2	66.7%	14	77.8%	16	76.2%
上京	2	100.0%	9	81.8%	11	84.6%
左京	3	75.0%	14	56.0%	17	58.6%
中京	1	33.3%	8	66.7%	9	60.0%
東山	0	0.0%	8	100.0%	8	80.0%
山科	1	100.0%	15	78.9%	16	80.0%
下京	0	0.0%	6	75.0%	6	60.0%
南	2	33.3%	20	83.3%	22	73.3%
右京	0	0.0%	15	55.6%	15	50.0%
西京			12	75.0%	12	75.0%
洛西			5	62.5%	5	62.5%
伏見	1	50.0%	23	82.1%	24	80.0%
深草	1	100.0%	4	80.0%	5	83.3%
醍醐	0	0.0%	14	87.5%	14	82.4%
合計	13	43.3%	167	74.2%	180	70.6%

※ 延長保育実施箇所のうち, 上京区2箇所, 左京区1箇所, 中京区1箇所, 山科区1箇所, 南区1箇所, 右京区1箇所の合計7箇所(すべて民間保育園)において, 夜間保育を実施

○ 利用料

【標準利用料】（月額：平成10年4月～）

- | | | |
|-------------------------------|---|--------|
| ① A階層（生活保護受給世帯） | … | 0円 |
| ② B階層（所得税及び市民税非課税世帯で母子，障害者世帯） | … | 0円 |
| ③ B階層（所得税及び市民税非課税世帯で上記以外の世帯） | … | 1,000円 |
| ④ その他 | … | 2,500円 |

※ 乳幼別，利用時間に関わりなく設定

※ 標準利用料を超える料金設定がされた場合には補助金を減額することとしている。

※ 昼間保育園における2時間延長料金については，1時間延長の倍額相当を想定している。

※ 保護者負担に関する国の規定において，（民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において，さらに30分以上の延長保育）事業を実施するに当たっては，あらかじめ保護者負担額を設定することとしている。

○ 1箇所当たりの公費負担の比較（平成20年度）

モデル保育所：100人の児童のうち，30人が延長保育を利用している。

【市営保育所】

- | | |
|--------------|--|
| ① 年齢基準等による加算 | 0.3人（正職員） |
| | $6,330,641 \text{円} \times 0.3 \text{人} \times 1.166 = 2,214,458 \text{円}$ |
| ② 31時間嘱託員 | |
| | $(172,000 \text{円/月} \times 14.35 \text{箇所月} + 18,180 \times 12 \text{箇所月}) \times 1.166 = 3,132,296 \text{円}$ |
| ③ 20時間嘱託員 | |
| | $111,000 \text{円/月} \times 12 \text{箇所月} + 18,180 \text{円} \times 12 \text{箇所月} = 1,550,160 \text{円}$ |
| ④ 利用料 | |
| | $\Delta 4,924,500 \text{円} / 13 \text{箇所} = \Delta 378,808 \text{円}$ |

合計 6,518千円

【民間保育園】 ※ 市補助

- | | |
|-------------|--|
| ① 11時間超開所経費 | |
| | $75,320 \text{円/月} \times 12 \text{箇所月} = 903,840 \text{円}$ |
| ② 基本分経費 | |
| | $225,000 \text{円/月} \times 12 \text{箇所月} = 2,700,000 \text{円}$ |

合計 3,604千円

(2) 一時保育

○ 事業概要

一時保育事業は、①保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、②保護者の傷病などによる緊急時の保育、③保護者の育児に対する心理的・肉体的な負担を緩和するための一時的な保育、④保護者が裁判員に選任された際に刑事裁判に参加するための一時的な保育 など様々な保育ニーズに対応する保育サービス事業として実施

○ 実施箇所

平成9年7月～ 室町乳児及び南保育所（ともに市営保育所）で試行実施

平成22年6月末現在、市内42箇所（市営7箇所、民営35箇所）で実施

※ 「京都市未来こどもプラン」平成26年度目標 50箇所

【実施箇所分布（行政区別）】

	市営保育所		民間保育園		全体	
	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率	実施箇所	実施率
北	1	33.3%	3	16.7%	4	19.0%
上京	1	50.0%	2	18.2%	3	23.1%
左京	1	25.0%	2	8.0%	3	10.3%
中京	1	33.3%	2	16.7%	3	20.0%
東山	1	50.0%	3	37.5%	4	40.0%
山科	0	0.0%	3	15.8%	3	15.0%
下京	1	50.0%	2	25.0%	3	30.0%
南	1	16.7%	2	8.3%	3	10.0%
右京	0	0.0%	3	11.1%	3	10.0%
西京			3	18.8%	3	18.8%
洛西			2	25.0%	2	25.0%
伏見	0	0.0%	4	14.3%	4	13.3%
深草	0	0.0%	1	20.0%	1	16.7%
醍醐	0	0.0%	3	18.8%	3	17.6%
合計	7	23.3%	35	15.6%	42	16.5%

(平成22年6月30日現在)

○ 利用料（1回当たり）

世帯の状況	3歳未満児		3歳以上児	
	1日利用	半日利用	1日利用	半日利用
生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	800円	400円	500円	250円
その他の世帯	2,100円	1,050円	1,200円	600円

※ 費用に関する国の規定において、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるとしている。（一時預かり事業実施要綱・特定保育事業実施要綱）

※ このほか、裁判員制度のための利用による利用料を別に定めている。

○ 利用状況（行政区別）

	市営保育所		民間保育園		合計	
	利用人数	1箇所あたり	利用人数	1箇所あたり	利用人数	1箇所あたり
北	1,392	1,392	3,479	1,160	4,871	1,218
上京	1,812	1,812	3,275	1,638	5,087	1,696
左京	1,281	1,281	1,577	789	2,858	953
中京	2,345	2,345	2,974	1,487	5,319	1,773
東山	1,615	1,615	2,685	895	4,300	1,075
山科	0	0	4,628	1,543	4,628	1,543
下京	1,888	1,888	1,719	860	3,607	1,202
南	1,394	1,394	159	80	1,553	518
右京	0	0	2,645	882	2,645	882
西京			3,584	1,195	3,584	1,195
洛西			3,419	1,710	3,419	1,710
伏見	0	0	6,082	1,521	6,082	1,521
深草	0	0	859	859	859	859
醍醐	0	0	1,424	475	1,424	475
合計	11,727	1,675	38,509	1,100	50,236	1,196

（平成21年度実績）

○ 1箇所当たりの公費負担の比較（平成20年度）

【市営保育所】

① 31時間嘱託員※

$(176,000 \text{ 円/月} \times 14.2 \text{ 箇所月} + 14,544 \times 12) \times 1.1368 = 3,039,493 \text{ 円} \times 2 = 6,078,986 \text{ 円}$

② 16時間嘱託員※

$88,000 \text{ 円/月} \times 12 \text{ 箇所月} + 7,272 \text{ 円} \times 12 = 1,143,264 \text{ 円}$

③ 利用料

$\Delta 21,636,300 \text{ 円} / 7 \text{ 箇所} = \Delta 3,090,900 \text{ 円}$

※ 平成22年度から非常勤職員2名の体制へと変更しているため、これに基づき試算

合 計 4, 131千円

【民間保育園】 ※ 市補助（平均）

合 計 2, 500千円

(3) 休日保育

○ 事業概要

就労形態の多様化に伴う、日曜・祝日等の保護者の就労等により児童の保育が困難な場合の休日保育の需要に対応するため、休日における保護者の就労、疾病、介護、出産等のため保育が必要な児童で、既にいずれかの保育所に入所している児童を対象として実施

○ 実施箇所

平成12年10月～ 改進黨育所（市営保育所）で試行実施

平成21年度末現在、市内5箇所（市営1箇所、民営4箇所）で実施

※ 「京都市未来こどもプラン」平成26年度目標 7箇所

○ 利用料（1回当たり）

次の区分に基づいて、利用する年度の4月1日現在での満年齢により決定

区 分	利用料	
	3歳未満児	3歳以上児
1 生活保護受給世帯	0円	0円
2 1を除き、市民税が課されていない世帯	1,000円	600円
3 1,2を除き、その他の世帯	2,600円	1,500円

※ 費用に関する国の規定において、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができるとしている。(休日・夜間保育事業実施要綱)

○ 利用状況（行政区別）

	市営保育所	民間保育園	合計
	利用人数	利用人数	利用人数
北	0	0(※1)	0
中京	0	744	744
山科	0	286	286
西京		115(※2)	115
伏見	790	0	790
合計	790	1,145	1,935

※1 北区については平成22年1月から実施（平成21年度実績）

※2 西京区については平成21年9月から実施

○ 1箇所当たりの公的負担の比較（平成20年度）

【市営保育所】

① 人件費

嘱託員 2,670,142 円 + 職員 8,773,415 円 × 1.166 × 68 日 / 243 日 = 5,532,803 円

② 利用料

△1,019,900 円

合 計 4, 5 1 3 千円

【民間保育園】 ※ 市補助（平均）

合 計 9 1 3 千円

(4) 障害児加配の対象となる児童の入所状況

【入所状況（行政区別）】

	市営保育所			民間保育園			合計		
	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合	児童数	障害児数	割合
北	174	9	5.17%	2,116	62	2.93%	2,290	71	3.10%
上京	162	8	4.94%	1,236	32	2.59%	1,398	40	2.86%
左京	310	22	7.10%	2,308	52	2.25%	2,618	74	2.83%
中京	229	18	7.86%	1,389	42	3.02%	1,618	60	3.71%
東山	84	5	5.95%	778	20	2.57%	862	25	2.90%
山科	63	9	14.29%	2,742	61	2.22%	2,805	70	2.50%
下京	83	6	7.23%	792	18	2.27%	875	24	2.74%
南	409	33	8.07%	1,978	30	1.52%	2,387	63	2.64%
右京	147	10	6.80%	2,769	62	2.24%	2,916	72	2.47%
西京				1,609	28	1.74%	1,609	28	1.74%
洛西				986	24	2.43%	986	24	2.43%
伏見	313	23	7.35%	3,396	124	3.65%	3,709	147	3.96%
深草	68	8	11.76%	626	19	3.04%	694	27	3.89%
醍醐	115	12	10.43%	1,730	27	1.56%	1,845	39	2.11%
合計	2,157	163	7.56%	24,455	601	2.46%	26,612	764	2.87%

(平成22年4月1日現在)

【入所率分布（行政区別）】

区	運営	0%~	1%~	2%~	3%~	4%~	5%~	6%~	7%~	8%~	9%~	10%~	11%~	12%~	13%~	14%~	合計
北	市営	1		1								1					3
	民営	3	2	6	2	2	1	1		1							18
上京	市営				1			1									2
	民営	1	5	2			1			1	1						11
左京	市営	1					1						2				4
	民営	9	4	4	1	3	1		2		1						25
中京	市営	1							1				1				3
	民営	5		2	2	1	1			1							12
東山	市営	1												1			2
	民営	2		3	2			1									8
山科	市営															1	1
	民営	5	5	4	3	1	1										19
下京	市営	1												1			2
	民営	2	1	3			2										8
南	市営	1		1									2		2		6
	民営	11	6	2	2	1	1		1								24
右京	市営						1		1		1						3
	民営	12	4	5	2	1	1			2							27
西京	民営	8	3	3	1							1					16
洛西	民営	3	1		3		1										8
伏見	市営							1			1						2
	民営	4	3	5	4	4	3	1	2		1			1			28
深草	市営													1			1
	民営		2			1	2										5
醍醐	市営											1					1
	民営	5	4	2	2	2	1										16
小計	市営	6	0	2	1	0	2	2	2	0	2	2	5	3	2	1	30
	民営	70	40	41	24	16	16	3	5	5	3	1	0	1	0	0	225
合計		76	40	43	25	16	18	5	7	5	5	3	5	4	2	1	255

(平成22年4月1日現在)

(5) 市営保育所における地域の子育て支援

ア 地域子育て支援拠点事業

市営保育所では、入所児童の保育を行うにとどまらず、長年にわたり入所児童の保護者に対する子育て支援、家庭支援を重視し取り組んできた。

これまでに蓄積してきた地域の保護者に対する子育て支援のノウハウを在宅の子育て家庭への支援に生かすため、地域の子育て支援のネットワーク構築及び子育てサークルの育成のため、広範な地域（小学校区から行政区の範囲）を対象とした地域子育て支援拡充事業（現：地域子育て支援拠点事業）を平成12年度から実施している。

また、平成22年4月から、市営保育所では、保護者と子どもの関係構築の援助や子育ての負担感等の緩和と育児力向上を図るとともに虐待の予防や再発防止等を目的に、各区子ども支援センター（福祉事務所）や保健センターと連携し、対象家庭への家庭訪問（平成22年7月現在、6世帯、延べ9回）を実施している。

○ 実施保育所

市内16箇所

※ 楽只（北）、鶴山（上京）、養正、修学院、錦林（以上、左京）、壬生、聚楽（以上、中京）、三条（東山）、崇仁第一（下京）、久世第二、吉祥院、山ノ本（以上、南）、淀、改進（以上、伏見）、砂川（深草）、辰巳（醍醐）

○ 事業対象

行政区等の広域地域の子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭

○ 実施体制

専任の保育士2名（常勤）を配置

※ 一部常勤職員1名、非常勤職員1名

○ 公費負担

【市営保育所 専任の正職員2名（社会保険料の事業主負担含む）】

※ 3箇所は、正職員1名、非常勤嘱託員1名の体制で実施

正職員2名の場合…（人件費平均）@7,700,000*2名+物件費@750,000

合 計 16,150,000円

○ 事業内容

地域の子育てサロンへの支援活動，子ども支援センター・保健センター・児童館等との連携事業，子育て相談，講演会，文化鑑賞，手づくり教室，子育て教室，園庭開放（自由，おしゃべりサロン，設定遊び），プール開放，公園等への出前保育，高齢者等との世代間交流，初めての子育て体験（初産予定の女性などを対象）

【具体的な取組事例】

◎地域の子育て支援ネットワークの構築支援（右京区「右京サロン」の例）

壬生保育所（中京区）保育士が，右京区内の各学区（高雄，宇多野，嵯峨，太秦，葛野）において，保育士としての専門性を生かし民生・児童委員らの子育てサロンを支援している。

【支援内容】

親子遊びのノウハウや遊びのプログラム，遊びを通じた親と子の関係作りの手法，子育て相談の受け方，親同士をつなぐ方法等を保育士が実際にやって見せながら支援者・ボランティアらに指導・助言を行っている。

市営保育所においては，各区において，学区社協や民生・児童委員，女性会などとともに地域の子育てサロンへの支援を積極的に進め，子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図っている。

◎保健センターとの連携（下京区の例）

保健センター主催の「親子の心の支援教室」（現「親子の心の健康支援教室」）に崇仁第一保育所の保育士が共同参加。孤立している親子や子育てに行き詰っている親子を同保育所の園庭開放につなげ，保育所における保育の実際を体験したり相談を継続的に行ったりするなかで子育てに見通しを持てるようになったケースがある。

市営保育所の所在する行政区，又は近隣の行政区（壬生保育所（中京区）⇔右京保健センター，久世第二保育所（南区）⇔西京保健センター）においては，市営保育所の保育士が保健センターの実施事業へ参画し，連携を進めている。

◎子ども支援センターとの連携（上京区の例）

鶴山保育所が実施する出前保育終了後、配偶者の金銭トラブルから家庭不和となり、育児も疎かになっていた保護者がその場で泣き崩れる。園庭開放やプールに誘うなど保護者から話を聞き、子ども支援センターへ連絡する。後に、子ども支援センターと関わりがある保護者であることが判明する。

子ども支援センター、保健センター及び区社会福祉協議会とカンファレンスを行い、親子の情報共有を図るとともに、連携して支援していくことを確認する。

出前保育や地域子育て支援拠点事業へ親子が参加してきた際には、保護者の不適切な養育等や虐待の疑いがないかどうか子どもの様子を丁寧に見守りつつ、親子が孤立しないよう丁寧な働きかけを行っている。

地域における要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、子ども支援センター（福祉事務所）、保健センターなどの行政機関や、社会福祉協議会などの関係機関等と連携、協力し、保護者支援の取組を進めている。

○ 事業実績（平成21年度）

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・ 参加親子人数 | 延べ12万人 |
| ・ 子育てサークル育成支援数 | 30サークル、延べ3,800人以上 |
| ・ ボランティア参加者数 | 延べ591人 |
| ・ 子育て情報紙発行 | 13万8千部 |

イ 地域子育て支援事業

子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、家庭での子育てが難しくなっており、地域全体で子育て支援する基盤形成が求められている。市営保育所では、地域の子育てニーズを把握し、地域に開かれた社会資源として、蓄積された子育ての知識、経験、技術及び保育の場の専門的機能を活用して、子どもの健全育成及び子育て家庭の負担感等の緩和と育児力の向上を図ることを目的に地域子育て支援事業を実施している。

- **実施保育所**
全市営保育所（ただし，地域子育て支援拠点事業を実施している保育所については，同事業として実施）
- **事業対象**
行政区等の広域地域の子育て家庭及びこれから子育てを始める家庭
- **実施体制**
既存の体制で実施（専任の保育士は配置していない。）
- **事業内容**
「保育所保育指針第6章（保護者に対する支援）」に基づき，次世代育成や世代間交流の視点を持って，地域における関係機関と連携しつつ，園庭開放，子育て講座，子育て情報の収集と発信，子育て相談を実施
- **事業実績（平成21年度実績）**
 - 園庭開放 … 延べ2,955人
 - 子育て講座 … 51回, 2,204人

【年齢別保育所入所状況（新規申込分）】

各年度4月1日現在（単位：人）

		0才	1才	2才	3才	4才	5才～	合計
15	申込	1,305	1,381	1,110	1,238	406	171	5,611
	入所	1,257	1,269	1,019	1,123	358	152	5,178
	待機	24	61	48	64	23	5	225
	未入所	(48)	(112)	(91)	(115)	(48)	(19)	(433)
	入所率	96.3	91.9	91.8	90.7	88.2	88.9	92.3
16	申込	1310	1360	1181	1225	338	143	5,557
	入所	1264	1245	1042	1095	284	119	5,049
	待機	12	52	65	53	29	6	217
	未入所	(46)	(115)	(139)	(130)	(54)	(24)	(508)
	入所率	96.5	91.5	88.2	89.4	84	83.2	90.9
17	申込	1319	1367	1192	1159	302	147	5,486
	入所	1271	1272	1050	1036	256	130	5,015
	待機	25	59	84	69	24	10	271
	未入所	(48)	(95)	(142)	(123)	(46)	(17)	(471)
	入所率	96.4	93.1	88.1	89.4	84.8	88.4	91.4
18	申込	1225	1410	1072	1107	298	139	5,251
	入所	1203	1312	1002	1014	268	118	4,917
	待機	4	47	21	26	12	6	116
	未入所	(22)	(98)	(70)	(93)	(30)	(21)	(334)
	入所率	98.2	93	93.5	91.6	89.9	84.9	93.6
19	申込	1376	1401	1020	1025	259	108	5,189
	入所	1332	1308	953	934	234	88	4,849
	待機	12	27	14	21	8	7	89
	未入所	(44)	(93)	(67)	(91)	(25)	(20)	(340)
	入所率	96.8	93.4	93.4	91.1	90.3	81.5	93.4
20	申込	1385	1534	960	1005	215	91	5,190
	入所	1342	1370	854	908	182	70	4,726
	待機	10	39	21	20	7	2	99
	未入所	(43)	(164)	(106)	(97)	(33)	(21)	(464)
	入所率	96.9	89.3	89	90.3	84.7	76.9	91.1
21	申込	1455	1623	1069	1015	210	125	5,497
	入所	1399	1380	881	883	173	102	4,818
	待機	17	79	46	21	12	5	180
	未入所	(56)	(243)	(188)	(132)	(37)	(23)	(679)
	入所率	96.2	85	82.4	87	82.4	81.6	87.6
22	申込	1614	1732	976	1033	208	110	5,673
	入所	1528	1500	851	917	183	83	5,062
	待機	25	108	44	42	9	8	236
	未入所	(86)	(232)	(125)	(116)	(25)	(27)	(611)
	入所率	94.7	86.6	87.2	88.8	88	75.5	89.2

【産休明け保育の実施箇所分布（行政区別）】

	北		上京		左京		中京		東山		山科		下京		南	
	市営	民営	市営	民営	市営	民営	市営	民営	市営	民営	市営	民営	市営	民営	市営	民営
産休明け	2	10	2	9	3	16	3	9	1	6	0	14	1	2	5	13
3箇月		3						1		1				2		4
4箇月		3				2						3		1		
5箇月												2				4
6箇月		1				2		1						2		2
7箇月		1														
8箇月				2										1		
10箇月						2										
11箇月						1				1						
1歳																1
1歳2箇月																
1歳3箇月																
1歳6箇月						2		1								
1歳10箇月																
2歳																
3歳	1				1				1		1		1		1	
総計	3	18	2	11	4	25	3	12	2	8	1	19	2	8	6	24

	右京		西京	洛西	伏見		深草		醍醐		合計					
	市営	民営	民営	民営	市営	民営	市営	民営	市営	民営	市営	割合	民営	割合	全体	割合
産休明け	3	7	9	6	2	9	1	1	1	16	24	9.4%	127	49.8%	151	59.2%
3箇月		5	2	1		1					0	0.0%	20	7.8%	20	7.8%
4箇月		6	1	1		4		1			0	0.0%	22	8.6%	22	8.6%
5箇月		2	1			4		1			0	0.0%	14	5.5%	14	5.5%
6箇月		3	2			5		1			0	0.0%	19	7.5%	19	7.5%
7箇月											0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
8箇月											0	0.0%	3	1.2%	3	1.2%
10箇月											0	0.0%	2	0.8%	2	0.8%
11箇月		1									0	0.0%	3	1.2%	3	1.2%
1歳											0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
1歳2箇月			1								0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
1歳3箇月						1					0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
1歳6箇月		2				1					0	0.0%	6	2.4%	6	2.4%
1歳10箇月						1					0	0.0%	1	0.4%	1	0.4%
2歳						1		1			0	0.0%	2	0.8%	2	0.8%
3歳		1				1					6	2.4%	2	0.8%	8	3.1%
総計	3	27	16	8	2	28	1	5	1	16	30	11.8%	225	88.2%	255	100.0%

(平成22年4月1日現在)